

安保斗争

全学連 情宣部 編

—その本質と人民の斗争—

争斗保安

—その本質と人民の斗い—

全学連情宣部編

第三出版社 発行

目 次

第一 章

安保改定の本質は何か

——日本帝国主義者は何をねらつてゐるか——

- 一 日本の支配階級は今何をねらつてゐるか……………九
- 二 岸政府と自民党はなぜ安保条約を改定しようとするか……………三
- 三 アメリカ帝国主義者は安保改定をどう利用しようとしているか……………三
- 四 安保条約改定は労働者階級と人民に何をもたらすか……………三
- 五 交渉はすでにまとまろうとしている……………三

労働者階級・人民は行動をいそがなければならぬ

第二 章

安保改定斗争をすすめるためにまちがつた

考えは正さなければならない

——なぜ、論争は必要なのか——

- 一 安保改定は「独立への道」か「従属強化」か……………六
- 二 「安保破棄」か「改定阻止」か……………六
- 三 「中立化」でたたかえるか……………八
- 四 平和を守るために何が必要か……………八
- 五 勝利の道は何か……………九

——それは労働者の実力斗争である——

第三章

今後の斗争はどうあるべきか

卷

- 一 日米交渉の進展と斗争の現段階 究
- 二 労働者・人民はどう斗うべきか 103
- 1 原則的な問題——敵は資本家だ 103
- 2 七月斗争の重要性 104
- 3 原水爆禁止世界大会 105
- 4 九月にゼネストを! 106
- 5 他の斗争も一緒に結合して斗わねばならぬ 108

三 全学連はどう斗う

- 1 全学連の果した役割と任務 111
- 2 七・七斗争と夏休み中の活動 113
- 3 造兵科設置の陰謀粉碎 114
- 不当弾圧を粉碎せよ——

附録

日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約

(昭和二七・四・二八 条六) 114

第一
章

安保改定の本質は何か

日本帝国主義者は何をねらつて いるか

一 日本の支配階級は今何をねらつて いるか

安保条約改定の問題を考える時、われわれは、誰が、何のために、安保条約を改定しようとするのが、という点をはなれて、問題を理解することはできない。

四月からはじめられた安保条約改定のための日米交渉も十回をかぞえ、商業紙は、すでに交渉の結果が一定の成案となつたものと伝えて いる。

* 自民党の内部分裂もあり、アメリカの強硬な圧力もあつて、はじめ『自主性の回復』『不平等条約を対等へ』のスローガンではじめられた安保条約の改定も、実際に成文化するところとなつてみると、アメリカの力でかなり日本政府の要求はおしまげられたようである。

このことをとらえて、保守勢力の一部からも、岸の弱腰をなじる声があがり、左翼諸政党は、『アメリカに日本国民の利益をうりわたし、ますます、アメリカへの従属をふかめる』岸の『売弁性』と『屈従性』をわが意を得たりと非難している。

だが、安保条約の改定において、岸首相がアメリカに對して弱腰である、という個人的な性質による「不平等性」に、人民大衆はその怒りを向けるべきなのだろうか。

大体「不平等」というのは、アメリカにたいして日本が不平等だというのであろう。しかし、はたしてこの場合、抽象的に、日本とか日本国民とかいうものを考えることができるだろうか。

資本主義社会の現在では、階級をはなれた国民というものは全く無内容な概念でしかない。あいたたかう労働者と資本家の、二大階級に分裂した社会として考えるのでなければ、問題は真に本質にまでせまつて理解することはできないだろう。

もちろん、安保条約は、アメリカと日本の国と国との間の条約にはちがいない。しかしその条約を結んでいる政府が、誰の政府なのか、ということをはなれて、やはり安保条約を、考えることは無意味だろう。

問題は、日本を支配する階級が、アメリカの支配階級との間で、むすぼうとしている政治的軍事的な協力関係だということである。そこで、安保条約の問題を考えるためには、日本の支配階級・資本家階級が、今一体何をねらつていているのかを考えることによつて、はじめて、彼らが安保条約改定を強行しようとしているのかを理解できることになる。

日本資本主義は戦後再建をすすめるにあたつて、その劣悪な条件と、相対的な資本蓄積の弱さのために、資本蓄積過程そのものにおいて対米依存の政策をとらざるをえなかつた。外資導入、技術導入が、とくに重要な意味をもち、たえず強調されてきたのは、このことを示している。

たとえば、一九五七年までの技術導入件数は七百八十件（それは主として化学工業、機械工業に集中している）、証券投資、貸付金投資による外資導入累計は四億三千余万ドル、外資による对外支払の累計は二億一千万ドルとなつてゐる。これらの最大部分は米国のものである。日本資本主義の再建が、アメリカ資本主義への依存によつてすすめられた、という事情は、日本支配階級の政策に、大きな影響をあたえずにはおかなかつた。

それ以上に、第二次大戦による日本帝国主義の壊滅の中で、ほうはいとしておしよせる人民大衆の攻勢をきりぬけるためには、日本の支配階級は、民主主義的権利を人民にあたえる讓歩とともにアメリカ帝国主義の援助にたよる以外に策をもてなかつたのである。

対日戦の勝利の後、日本の占領者となつた米帝国主義者もまた、競争相手としての日本独占資本を打倒するよりは、内外の労働者階級の勢力に對抗するために、その再興と強化を援助し、「従属的」な同盟者として利用するという道を選ぶようになつた。

一九四九年の中国革命の勝利、一九五〇年の朝鮮戦争での米帝国主義の企図の失敗などの国際

的な事件は、米国のこうした方向での対日政策の推進をはやめた。

現在の日米安全保障条約は、一九五一年当時、すでに一定の力の回復を示した日本資本主義がなお米帝国主義に政治的経済的に依存せざるをえず、米帝国主義もそれを彼等のために活用するという方向をとつた、当時の情況の反映として考えることができるるのである。

日本の資本主義は、一応の復興と、人民大衆の革命的な高揚の弾圧の後に、戦争の直接の結果であつた異常な状態としての米軍の『占領』を形式上終らせ、日本の主権をみどめることによつて日米同盟を新しい基礎にもとづく恒常的なものにしようというねらいをもつていたのである。

しかし、それにもかかわらず、当時の日本経済の弱さ、独占資本の力の弱さ、軍事力の貧しさのために、この日米同盟は当然きわめて『不平等』なものとならざるをえなかつた。日本の資本家階級としては、もとより対等な関係を望んでいたことはいうまでもない。

しかし、内外の労働者階級・勤労人民の攻勢から、日本資本主義の階級支配を守るために、自力だけでは不十分であり、当時の力関係のもとでは『従属的』な関係もやむをえない、との判断に立つて安保条約を結んだのである。

（当時の外務省条約局長西村熊雄氏の語るところによると、講和発効後の『安全保障』に苦慮した外務省当局は「日米相互援助条約」案をつくり、日米平等の立場に立ち、五十年の有効期限をつけたも

のとし、これに中、ソ、米を入れ西太平洋の一定地域の軍備を制限するという吉田首相発案の条約案を加えて交渉にのぞんだが、一九五一年八月にはじまつたダレスとの交渉では、一九四八年米上院におけるパンデンバーグ決議が「眞に相互援助できる国とでなければ相互援助条約は結ばない」ときめているのをたてまえにとつて、日本側の要求は拒否されたという（朝日新聞一九五八年八月二九日）。

このような事情は多かれ少なかれ、戦争に敗れ、あるいはつかれはてた、アメリカを除く他の西欧資本主義国にも、共通に見られる事情であつた。

だがそれから八年、日本資本主義をめぐる内外の情勢は大きくうつりかわってきた。

第二次大戦で日本、ドイツ、イタリアの諸帝国主義者らは大打撃をうけ、盟友イギリス、フランスも戦火の傷あとにあえいでいる中では、アメリカ帝国主義は、ブルジョア世界の王者として君臨していた。

今でも、アメリカ帝国主義の圧倒的なヘゲモニーはつづいている。

だが、西欧の各帝国主義列強は、戦争の負担を基本的に回復し、新たな市場再分割のための競争と闘争を次第にはげしいものとしている。

州共同市場を掌握し、全世界の市場競争に強力に進出しつつある。

泥沼のよきなアルジエリア戦争におびやかされながらもフランスブルジョアジーは、ドゴールの支配で息をつき、西ドイツ資本の協力によつて、資本主義の力の蓄積に懸命となつてゐる。

米独資本主義の挾撃にあつて、イギリス帝国主義は苦惱しながらも、北欧諸国をだきこんで「欧洲貿易連合体」をつくり、「欧洲共同市場」に対抗する新たな活路をさがしもどめている。もちろん、これらの帝国主義諸列強の斗争はまだ公然たる政治的軍事的斗争に転化してはいない。彼らはみな、アメリカ帝国主義の圧倒的な力量と、どううまく結びつき、自己の相対的位置を高めるか、という点に現在は力点をおいてゐる。

しかし、彼らの斗争が、次第に激化する新しい段階にすすんでいることは、もう誰の目にも明かなことである。

日本帝国主義も、アメリカの援助をたよりながらも、今や強力な資本主義国として、全世界の市場競争にわりこもうとしているのである。

日本資本主義はすでに戦争の被害を基本的にとりかえただけでなく、鉱工業生産において一九五一年当時の約二・二倍、輸出は約二・一倍の水準に達し、蓄積された資本力、その技術水準の向上によつて、帝国主義国として自力でやつてゆける経済力を回復した。

彼らにとつては、経済面での対米依存は、明かに再検討を要するものとなつてきたのである。

たとえば技術導入は、たしかに相当の効果をもたらしたが、そのつけ焼刃的性格のため、とくに後進諸国に対する機械輸出にみられるアフターケアの不足など、別のところに力を注ぐ必要が感じられはじめてゐる。さらに、これによる対外支払は巨額にのぼり、大蔵省筋の計算では二、三年のうちに、利子、返済金、特許使用料などの対外支払合計が、年間二一三億ドルにのぼるといわれる。これは日本の輸出実績の一割にも当るものであるから、最近では、外資導入抑制の対策が検討されてゐる。日本資本主義はなるべくなら、アメリカから別個に自己の技術水準を高めたいのである。

だが、このような日本資本主義が海外市場に強力に進出してゆくためには、もつともつと自己の経済力を強めねばならない。

日本の海場市場は、日本独占資本に、決して満足や安心をゆるしはしないのである。「通商白書」によると、一九五八年の日本の輸出は、二十八億七千七百万ドル、前年の二十八億五千八百万ドルに対しほんどまつたく横ばいであつた。しかも、近隣の東および東南アジア地域向け輸出は、前年の十億三千六百万ドルに対し、九億四千三百万ドルと、一億ドル近くも減少した。これには、センイ品、機械類の東南アジア向けの減少、日中貿易中断などが大きくひびいている。北米、歐洲、中南米などへの輸出ののびが、東南アジア、及びアフリカ向けの減少を

かろうじてうめあわせたのである。（もつともアフリカ向けは海運不況でリベリア国籍の造船の不振がふくまれる）

もちろん、全体として昨年中五〇%もの減少をみた資本主義世界貿易の中では、輸出横ばいにとどまつた日本の相対的比重は、強まつたといえる。

しかし、歐米主要工業国十二ヶ国の一九五七年の輸出総額中、機械、金属、化学品の占める比重は五〇%であるが、日本はそれが三九%にすぎない。日本の輸出の主力はなおセメントであり、全体の三五%も占めていた。国際市場で、とくに後進国における資本主義工業の発展にともない、重化学工業製品の比重がますます大きくなつてゐる現在、日本資本主義のこのような輸出構成は大きな弱点となつてゐる。一昨年来中国綿糸の東南アジア進出が、日本の綿糸輸出に致命的な打撃を与えたことはこれを示す事件であつた。

このような困難を打開して、帝国主義諸列強の市場争奪戦にわりこんでゆくためには、彼らは一方では徹底的な合理化によって、生産コストの切下げをはかり、重化学工業を中心に、経済の全面的再編成をはかる、いわゆる『経済の体質改善』をやらねばならず、他方では、資本輸出を中心軸に、東南アジア市場の独占的確保をはからねばならないのである。

合理化による『経済の体質改善』は、今や資本家にとつては至上命令である。彼らは全体として

て鉄鋼、機械等の基幹産業では、自己資本によつて新しい技術水準での固定資本設備を拡張し、石炭、セメント等の斜陽産業は整理し、資本の蓄積を飛躍的にすすめねばならない。

そのためには労資関係の安定と何よりも労働者階級の戦斗力をとつてい的に擊破することよつて、国内の階級支配を強固なものとせねばならない。

第二次大戦直後の革命的激動期に、労働者人民にあたえた譲歩を、今こそとりかえすばかりでなく、一層安定した体制にもちこむために、可能なことはすべてやらなければならぬのである。小選挙区制や識職法改悪、防諜法や國家公務員法改悪のような反民主主義的立法を資本家階級の代弁者、岸政府は準備しているのである。

こうして強められた自己の経済力政治力を足場に、彼らは東南アジア市場に進出しようとする。中国革命の成功後の今日では、「大東亜共栄圏」の構想も、しなびたかたわものになつてしまつてはいるが、戦前からの日本帝国主義のこの宿願は、いまふたたび問題になりはじめてゐる。ある意味では、日本帝国主義はこの地方の経済的支配にその命運をかけてゐるのである。

現実に資本輸出といつても、資本蓄積の速度において世界に比類のない日本独占資本もその絶対量では大きな不足を感じてゐるのであるから、たしかに容易なことではない。三十四年度予算において、政府は、輸出入銀行に対する財政投融資を前年度の八十億円から一挙に三百六十億円

に増額して経團連その他独占資本家団体の満足をえたが、これとてわずか一億ドルである。印度一国だけでも五七年未までに米国が与えた借款及び贈与は、合計八億ドル、ソ連が与えたものは二億五千万ドルにのぼるから比較にはならない。

しかし、着実に資本投下が、日本帝国主義の手で東南アジアに開始されていることは絶対に見のがしてはならないのである。

たとえば、賠償という名にかくれて、財政資金からの無償の援助がアジア諸国に与えられている。これは、ビルマ、ヒリピン、インドネシア、南ベトナムの純賠償合計で三千六百三十二億円ちょうど十億ドル余となり、日本独占資本に巨利をえさせるとともに、經濟進出の足がかりを作り、さらに現地の反動政権、あるいは民族ブルジョアジーの政権を補強して、この地域の「安定」（反共）の一助ともなるうとというものである。

現在、東南アジア地域向けの輸出のなかで、米国は一九%、イギリスは一四%、日本は一%西独は六%をそれぞれ占め、この四ヶ国の間の競争は、次第に激烈なものとなりつつある。

日本帝国主義は、この市場争奪戦にうかかつことによつて、名実ともに自己を近代的帝国主義国にきたえあげねばならないのだ。

日米関係の再検討、日本の自主性の強化、それは自衛隊の近代戦化とともに、日本の支配階級が、自己を一流の帝国主義国とするために、ただちにとりかからねばならない課題なのだ。

アジア大会、東京オリンピックに見られる一連の民族感情高揚のためのカンパニアは、現在の支配階級とその政治的代弁者自民党の海外進出のための対外政策と完全に一致している。

防衛力増強五ヶ年計画を中心に、自衛隊の核武装と近代戦化も急速に進行しはじめた。

今や支配階級にとつては、アメリカ帝国主義との関係をより対等なものに改善し、政治的軍事的に少しでも自主性を強めるとともに、アメリカとの協力関係を新しい形で強化し、国内では民族的感情を煽つて、自己の支配体制の維持、強化に役立てようというのである。

反対に、日本支配者は、東南アジア開発基金に関する岸構想のように、アメリカの資金をかりて、海外進出をしようという虫のよい考え方なのである。

単に相互依存の関係ばかりでなく、逆に發展する帝国主義国同志としての矛盾によつて当然にもアメリカは、このような構想には、口先では賛意を表しても、実際にやる気はない。アメリカ

には、こんなまわりくどい方法にたよるより、直接現地へ投資した方が賢明なのである。

日本帝国主義者は、アメリカとの同盟の維持に全力をあげるだろう。それは、単に自己の階級支配を守るために、アメリカの軍事力が必要であるばかりでなく、経済的に東南アジアに進出するためには、今のところアメリカの力にもたよらざるをえないからである。しかし、日本の資本家階級が東南アジア市場の支配を考えれば考えるほど、アメリカ帝国主義との関係は、矛盾とほげしいかけひきにみちたものとならざるをえないだろう。

このような複雑な関係のうえにたつて、日本の帝国主義者が安保改定をもちだすにいたるには、帝国主義国として自己を確立し、強力に海外市場強化にのりだそととする強い決意が秘められていることをわれわれは見ないわけにはいかないのである。

われわれは安保条約の問題を考える時、これが支配者の単なる恣意的な政策ではなく、強化されてきた日本資本主義が進む必然の道であることを知らねばならぬ。

本来、帝国主義時代の資本主義の各種の政策は、帝国主義者の現実の経済的利害をはなれて理解されるものではない。資本家が現在は本来的に『売国奴』であるなどと考えていると、とんでもないことになつてくる。

彼らはもちろん自己の階級的利益のためには、民族の名前や権利をすてさることをためらいはない。しかし、同様に自己のどん慾な階級的利益のためには、民族の名のもとに大衆を動員して、帝国主義戦争に訴えることもおそれはしないのである。

われわれはまず安保条約改定を強行しようとする日本の支配階級が推進している政策の本質を検討して、それが近代的帝国主義の強化のための努力であることを明かにしてきたが、この点は、次に安保改定の具体的な交渉過程をふりかえつてみる時、一層明かとなつてくるだろう。

二 岸政府と自民党は

なぜ安保条約を改定しようとするか

まず現実の交渉の進展から問題をふりかえつてみると、

日米安全保障条約を改定したいという要求は、すでに早くから日本の支配階級の中には生まれていた。

一九五五年八月渡米した重光外相は現行安保条約の「不平等性」を指摘して改定の必要を論じたが、この時は米国側から「現行の憲法では日本は海外派兵もできず軍備も不十分ではないか」とはねかえされ、逆に憲法改正促進と軍備増強を要求されている。

五七年三月、岸は「神武景氣」による繁栄過程での支配の安定を背景に、「国連憲章との関連の明記」「条約期限の明記」「米軍の配備にかんする事前協議」という点を中心とした改定の第一次案をアメリカに提出したといわれる。これはもちろん、当時彼の喧伝した「日米新時代」というスローガンに示される日本の帝国主義的自立をめざす方針のあらわれに他ならなかつた。

しかし、まだ当時の日本には、軍事力の確立は十分ではなかつた。労働者階級の抵抗もあり、資本自身が自らの蓄蹟の要求の前に、多くを軍事力にさくことができなかつたからである。当然、アメリカは「別個の双務的な日米防衛条約」を結びうるだけの同盟者として彼を遇しようとはしなかつた。岸は「保守党としては、どんな抵抗を排除しても、憲法改正を中心とする自助自救能力をそなえた独立の体制を、ここ数年間の内にきずかねばならぬ」（一九五七、七、三、「読売」）という決意を表明して他日を期したのである。

ワシントンで発表された日米共同声明は「日本の広範な経済復興および国連加入その他ここ数年来の日本における大きな変化」を認め、「日米関係が共通の利益と信頼に確固たる基礎をおく新しい時代に入りつつあることを確信する」とのべている。

同時にこの共同声明は、安保条約について「本質的なものとしてつくられたものであり、そのままの形で持続することを意図したものではないとの了解」を確認し、「安保条約に関する生ずる諸問題を検討するために、日米政府間の委員会を設置」したのである。もつともこの日米安保委員会は安保改定を意図するものではなく、軍事的協力体制緊密化のための連絡機関にすぎなかつた。しかしそれにしても共同声明は、将来における安保改定の可能性を暗示したのであつた。当時、岸首相に随行した福田自民党政調副会長（現在農相）は次のように述べた。

「これまでの日米関係には勝利国と敗戦国という立場の相違からおたがいにさい、疑心があるた。それを全部ぶちまけて対等の立場で話合うことができた点で成功だつた。いわば日本が米国に対して独立宣言を行なつたとでもいうべき意味がある。」

「独立宣言」を行なうこと——実はここに当時からの日本政府の要求があつた。しかしその時にはなお抽象的な宣言にとどまらざるをえなかつたのである。

しかし、それから一年後の五八年七月には、岸は一応の自信をもつて、マックとの間に、あたらしいかけ引きを試みはじめたのである。とくに、五八年九月の藤山外相渡米にさいして、ダレス国務長官に正式に改定要求が伝えられることになった。

ダレス長官はただちにこれに同意をあたえ、交渉は一九五八年十月四日以降東京において藤山外相とマツカーサー駐日米大使との間ではじめられたのである。

政府は、はじめ、改定交渉には相当長期間を要するものと考え、一九六一年三月、現在実行中の防衛力整備長期計画の達成ののちを、改定実施の一応の目標と考えていた。しかし、米国は予想以上に日本側の要求を受け入れる態度を示したため、藤山外相らは「二、三ヶ月の交渉でまとまる」との楽観的見方をもち、昨年中に妥結、今春の通常国会に批准を求めるとの方針にあらためた。

その後、十月から十一月にかけての警職法問題で、労働者階級をはじめとする人民大衆の抵抗の手ごわさをいやというほど知らされ、自民党内部に混乱と動搖が生じて、日米交渉は一時とまつてしまつた。

しかし、四月十四日再開されてから、藤山・マツカーサー会談は六月十日までにすでに七回開かれ、安保条約と行政協定との両方について、急速に話しあいが進められており、一応の成案をえたかのようである。

藤山外相は、岸首相の外遊（七月十一日出発）中に調印することもあると語つている。

このように安保改定交渉は、日本側の要求によつてはじめられ、これを米国側が「予想以上に」容易に受け入れたことによつて急速な進展を見せている。これは何を意味しているのだろうか。

これは安保改定が、日本の支配階級である独占資本家とその政府との要求ではじめられたといふこと、そして同時に米国の独占資本家とその政府とは、この日本側の要求をかなりの程度うけ入れることによつて自己の要求をいつそうまく貫徹できるものと判断したこと、を物語つ正在る。

それでは一体、日本の支配階級は、安保改定で何を得ようとしたのだろうか。

昨年六月末、政府が安保改訂交渉開始を決意して事務当局に具体案の作成を指示したとき、外務省、防衛庁の両当局の考え方としてはとくに「米国が日本に一方的に軍隊を駐留させながら、日本を防衛する義務を負つていいない」という現行条約の片務性をあらためるという点が中心であつた。しかもそのさい憲法によつて海外派兵はできないという事情を側面にみとめさせなければならぬ。「米国が日本防衛の義務を負うかわり、日本も米軍とともに海外で行動できるようしなければ双務的でないではないか」というのが米国側の一貫したい分だつたからである。

このような「防衛義務の双務性」の問題のほかに、日本側の要求として交渉の過程で提出された問題は、在日米軍の使用にあたつて日本政府と事前に協議すること、在日米軍の兵力や使用火器（とくに核兵器）の変更についても日本政府と事前に協議すること、条約に一定の有効期限を持つること、などであつた。

もちろん、アメリカが改定をうけ入れたとはいえ、現実の交渉の過程は、日本の思うままにゆくものではなかつた。とくにアメリカは、自衛隊の海外出動もふくめた共同の武力行動の発動とによりも条約の適用区域を沖縄、小笠原に拡げ、沖縄の共同防衛義務を改定の代償として得ようと強く望んだ。これは四月調印という日本の計算をくるわす一つの要因であつた。

二月十七日、改訂の最も熱心な推進者——藤山外相が発表した「条約の適用区域」に沖縄、小

笠原をふくめない「安保改訂藤山試案」は、資本家階級のこのねらいを端的に示している。

この藤山試案は、翌二月十八日ひらかれた岸、藤山、赤城、福田四者会談で、検討の結果基本的には了承されている。

藤山試案の主要な内容はつぎのようなものである。

一、本条約と国連憲章との関係を明記する。

一、政治的・経済的協力関係を規定する。（これは米案にはない。経済的協力という点では日本側の方が強い要求をもつてゐるのは当然である。日本側としては、これをたてにとつて難航している東南アジア開発基金構想の実現や、米国の対日輸入制限運動の抑制などをはかりたいのである）

一、防衛力増強に関する協力関係。

一、常時双方協議して運営すること。

「日本の行政権下において、いずれかの締約国にたいして攻撃があつた場合は、これを自國の平和と安全に対する危機と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続きに従つて行動する。」（米案の『沖縄、小笠原、西太平洋』は、ここでは取り除かれている。）

一、在日米軍の配備、装備の重要な変更は事前に協議することとする。また日本防衛以外の目的で作戦的に在日米軍を使用するときも、事前に協議する旨、別途文書でとりきめる。

一、内乱に対する米軍出動の条項は取り除く、必要な場合は日本政府の要請によつて援助が得られるようとする。

一、現行条約の第二条は削除する。(現行第二条は、日本は米国の同意なしには米軍以外の第三国に基地貸与その他をしないというもの)

一、期間は十年。十年以後は一年の予告で廃棄する。(どういうわけか後述する米案より低姿勢である。)

以上のような日本側構想をみると、米帝国主義者の意向との間にはなお開きがあつた。とくに防衛区域の問題については、日本側としては、「西太平洋」はもとより、沖縄、小笠原もはずそうとしている。これは、在日米軍の行動半径を規制するものではなく、ただ西太平洋上の米軍への攻撃によつて自衛隊の行動を起させることはしないというものである。

藤山構想がまとまるまでの政府・自民党内の論議の過程では次のような問題がでた。

一、西太平洋を「条約適用区域」(この地域への攻撃も日本への攻撃と同じに扱う)とするとしても、自衛隊の出動範囲は、沖縄、小笠原までとしたらどうか。

一、いや、沖縄、小笠原までを「適用区域」とすべきではないか。

一、その場合も、自衛隊の出動は、沖縄、小笠原の施政権返還までは、この両地域を含めないことにすべきではないか。等々。

政府主流としては、結局、沖縄、小笠原は、施政権返還までは、適用地域にも含めないと線に落着させざるをえなかつた。河野一郎氏らは、国民の民族感情に乗ろうとして、「沖縄、小笠原を含めろ」と発言したが、ただし自衛隊出動は認めないという線であつた。

結局、安保改定の問題点を整理してみると、

イ、共同の武力行動の発動。

ロ、条約の適用区域の問題

など、日米資本家階級のそれぞれの思惑から出されている事項と、

1、国連憲章との関係の明記。

2、アメリカの日本防衛義務の明記。

3、内乱条項の削除。

4、有効期限の明記。

5、在日米軍の配備、使用についての事前協議。

などのような、主として日本資本家階級の強い要求にもとづくものが交錯しあつてゐる。

いうまでもなく日本の支配階級は、昨年の警職法に見られる労働者階級の抵抗力に脅威を感した。「自主性回復」の名のもとに、警職法改正の時、労働者階級の側に動員された小ブルブヨア層をとりかえし、調印と批准をのりきろうというのである。いうまでもなく、これらの要求は日本資本主義が、対外的威信を回復するためにはじめた安保条約改定の中心的なねらいである。

このような内容をふくめながら始められた改定の交渉では、もちろん、さきにものべたように具体的な内容でのアメリカの強い反撃もあり、自民党内部の意見の不一致も手伝つて、四月調印の計画がくずれたことは事実である。

その間に、全く低調をきわめていた労働者・人民の側の反対斗争の体制が強まつてきたことも事実である。

しかし、資本家階級の代弁者、岸自民党内閣が、すでに調印直前にまで、交渉をおしすすめてきたことをわれわれは絶対に見のがしてはならないのである。

アメリカとの間が全面的な帝国主義的対立にまですんで、逆に国際的階級斗争の利益の前に結束した同盟関係を要請されている日本の資本家階級は、過剰な資本を輸出し、搾取する権利を世界的に拡大するために、帝国主義者にふさわしい政治的威信を備えなければならない。

この強い要求こそが、対米関係を新しく調整するために、日本の支配階級とその代弁者岸政府に日米交渉のイニシアをとつて改定をすすめようとさせる背景である。

三 アメリカ帝国主義者は 安保改定をどう利用しようとしているか

安保改定が、日本の支配階級のどのような意図にもとづくものかはすでに明かにした。

だが、アメリカ帝国主義者は、これをどう考えているのだろうか。彼らは何の代償や利益もなしに、すでに若干の点では自己の危険な競争者となりつつある日本の帝国主義者の要求を気前よくうけ入れようというのだろうか。

春年十月二十日の第二回会談でマッカーサー大使が提出した「日米相互防衛条約」の米案（マッカーサー自身はこれを否定した）としてスクープされたものをまず検討してみると、アーリカ帝国主義者の意図をさぐつてみよう。

米案はつぎのような内容となつていて、

一、前文および第一条、第四条、第八条などにおいて、「国連憲章の尊重」を強調している。

一、前文に、「西太平洋における平和機構強化を希望し、同地域における地域的安全保障の一

層包括的な制度が発達するまで」『集団防衛のために両国の努力を強化することを希望する』うたつてある。

一、本文第二条は「武力攻撃と間接侵略に対する防衛」として次のようになつていて、

「両国はこの条約の目的をいつそう効果的に達成するため、自助、相互援助により単独または共同して両国の領土保全、政治的独立または安全が外部から武力攻撃および間接侵略に抵抗するための個別的、集団的能力を維持発達させるため努力する。」

一、第四条は「共同行動の發動と国連に対する義務」となつていて、その前半は次のようになつていて、

「両国は、日本本土およびその領域ならびに日本防衛に当つている米国に対して行なわれる武力攻撃が、自國の平和と安全を危うくするものと認め、かつ自國憲法上の手続きに従つて共通の危険に対処することを宣言する。」

一、第五条は「条約の適用区域」として、次のように沖繩、小笠原と「西太平洋」を包括している。

「本条約の領土、領域とは、日本においては日本本土および日本の管轄権下にある附属諸島ならびに日本の潜在主権がみとめられている沖繩、小笠原諸島をいい、米国においては、実

際にその管轄下にある西太平洋の属領諸島をいう。」

一、第六条は「米軍防衛義務と駐兵ならびに基地使用権」として、「日本地域の防衛と西太平洋地域の平和と安全の維持に寄与するため」必要な米軍を日本に駐留させ、基地を使用することを規定している。

一、第七条は「日本国内とその周辺における米軍の配備ならびに使用の条件は、両国政府間の行政取決めと協議により決定される」として事前協議制をみとめている。

一、第十一条は「この条約の終止については他の一方に通告後一年で両国とも本条約を終止させることができる。この条約の有効期間が十年をすぎたのちは、いずれかの側の要求により、両国の協議によつて検討する。」と期間をきめている。(日本経済新聞五八年十月三十日による)

以上のような米案は、要するに米軍の日本防衛義務を認め、その使用、配備についての事前協議制をうけ入れ、現行の無期限を十年の期限または一方の通告で廃棄できるようにするなど、日本側の要求をうけ入れるのとひきかえに、沖縄、小笠原と、西太平洋の米属領(ガム、マリアナ、ウエークなどの基地がこれにあくまでも)を、条約適用地域にあくめようというものである。米軍による「日本防衛の義務」をみとめるといつても、現行条約のように「極東における国際平和と安全の維持のため」という莫然とした文句がない代りに、在日米軍は「日本防衛」と「西太平

洋地域の平和と安全の維持」とを目的とするということになつてゐるのである。従つて、たとえば米軍使用の事前協議といつても、在日米軍が沖縄やガムなどへ「作戦的」に出動することは自由であるし、その先、たとえば沖縄から台湾、ベトナム、中国本土などへ飛ぶかどうかは、日本のあるべきかり知らぬところであるから、在日米軍としては、実際上何ら拘束されないと同じである。そのかわり、沖縄、ガム、ウエークなどの米軍への攻撃は日本の「平和と安全を危くする」ものとみなし、行動を起さねばならないというのである。

このようなアメリカの安保改定についての考えをみれば、なぜ彼らが一見急速に交渉をまとめるような態度をとつて、日本側の改定交渉にのつてきのものも、すぐわかることがある。彼らはこの機会に米帝国主義としての要求(極東での核戦略による帝国主義的支配体制の強化)をもつとうまく押し通すことができると判断したからにちがいない。

いうまでもなく、アメリカ帝国主義は現在全世界にわたつて、ソビエト、中国に敵対する軍事プロック網をはりめぐらしている。

彼らはこの軍事同盟に対する核兵器基地群で、帝国主義的侵略の計画をねる一方、自国や同盟国の人々をも万一の際は弾圧して、自己の資本主義的階級支配を守ろうとしているのである。とくに、朝鮮戦争やベトナム戦争、台湾紛争にもみられる通り、極東地域は、彼らにとつて

重要な地域である。アジアでのどんな一地域をも、彼らは手ばなしたくないのである。

だからこそ彼らはI・C・A資金（大部分は軍事援助）の過半を極東に向いている点にも見られる通り、この地方の政治的軍事的支配の強化のために異常な歓意をかたむけているのである。

しかし、彼らの努力は、この地方ではまだ十分な成功を見せていない。
中国革命の勝利と朝鮮侵略戦争の失敗、ベトナム人民の中止されたとはいえ攻勢の勝利は、アメリカにまだ回復できぬ傷を与えていた。

それに、軍事的政治的な中心となるべき日本は、アメリカ帝国主義にとつては依然としてあまりにたよりにならない同盟者なのである。

大体、日本は未だに憲法を改悪することができず、公然たる軍備増強も海外派兵もできないでいる。これはいうまでもなく米国の極東における戦略体制にとつてひじょうに困つたことである。こうした状態にはほとと手を焼いているのである。ダレス前国務長官は「敵意をもつてゐる住民の間にいくら米軍基地をもつても何もならない」とせばしば語つたといい、昨年九月渡米した藤山にも、「われわれとしては条約上のキズナに安住するつもりはない。もつと大事なのは道徳的なキズナである」と強調したといわれる。

とすれば、日本側の要求する『対等な』条約という要求をある程度みとめることによつて、か

えつて日本の防衛努力をいつそう促進することになれば好都合であると判断したのも当然と思われる。

またこれまで、米国側は日本の海外出兵が不可能なら『双務性』は問題にならないとの態度をとりつけたが、実際上の問題としては、さしあたり日本の海外出兵が必要なのは、韓国と沖縄であり、韓国は日本の出兵を歓迎しそうにないし、一方沖縄は憲法上海外出兵でないと解釈も成立する。そのうえ沖縄までの移動には米国の空輸能力では緊急の場合米軍しか運べぬなど自衛隊の海外出兵はさし当りそれほど重要でなくなつた。

そして、日本の海上自衛隊が、小笠原、マリアナ、沖縄を行動半径として米軍に協力できるようになつてゐるほかは、自衛隊の核装備を促進して、横須賀、立川などの重要な兵たん基地——極東における『局地戦争』の基地を、ソ連などからの攻撃と国内の反乱から防衛するために自衛隊を使えるようにするという点に重点が移つてゐるとみられるのである。

それに日本の基地についての米軍の戦略自身が若干変化しつつある。
昨年十一月、極東、中近東、欧州の軍事基地視察旅行から帰つたマケルロイ国防長官はつぎのように語つてゐる。

一、米国は今後共産陣営との紛争にさいしては、少なくとも最初の段階では同盟諸国の軍隊

がこれに対応することを期待している。

一、これにともない、米国は、台湾紛争のために一時延期していた地上兵力の削減計画を実施に移す意向である。

一、IRBMは約束した諸国への供与を終つたあと、生産を止め、現在急速に開発が進んでいるLCBMを米国の戦略計画の基礎にする。

一、同盟諸国の局地的防衛義務をふやす代償として軍事、経済両面をふくむ対外援助を増加する必要がある。

このマケルロイ声明は、国家安全保障会議の直後に行なわれ、アイクの完全な支持をうけているといわれた。一部には一九五三年のダレスのニュールック戦略と比較される転換ともさわがれたが、事実は、大部分これまですでに実施にうつされたものの延長である。

しかし、この方針にともない「全体として台湾、韓国などに駐留する米軍の兵力縮少の結果、日本の防衛責任は、必然的に増大するだろう。同時に同盟国軍隊の近代化には核武装化がいつそう進展することも確実で、ナイキ、ホークといった戦術核兵器の対日供与という問題も近い将来にでてくる可能性がある。」と当時の共同通信は伝えていた。

いうまでもなく、米帝国主義の極東戦略で、日本のしめる位置は決定的である。

たとえば、一昨年、ロバートソン米国務次官補は上院外交委につきのように証言している。

一、日本は共産圏側から一大長期目標とされている。

一、日本の共産化はアジアにおける力の均衡をくつがえす。

一、日本はその戦略的地位と潜在戦力としての工業生産力からみて、今後いつそ大幅な防衛責任をとる必要がある。と。

だから、米軍の戦略計画の変更にともなつて、日本における米軍の役割も若干かわつてくることになる。

実際に、安保改定後の米軍配備について、米軍当局の意向を防衛庁筋でたしかめたところではつぎのような方針が明かになつたと報道されている。

一、一九五七年の日米共同声明の主旨から、米軍は海軍の一部を残して陸軍のほか空軍も大巾に日本から撤退させることにし、さらにそれを促進させたい。

一、米軍は、極東においてすでに第二線基地であり、在日米軍は現在でも日本基地を『攻撃的な』任務からはずしている。

一、米軍は極東の紛争に日本を巻きこむことを極力回避しており、日本の自衛力が現行憲法に従い自衛のために効果的に使用されることを望んでいる。したがつていわゆる海外派兵などは

考えられない。しかし安保改定で米軍が将来日本防衛の任務を正式に負うことになれば、米軍のために防衛に必要な若干の基地の常備は必要となつてくる（毎日新聞一九五九年四月七日）これは三月末の東京地裁の砂川判決を考慮してきわめて遠慮した（事実をかくした）表現となつてゐる。

しかし同時にこの背後には、横須賀を基地とする第七艦隊の機動力と火力（核装備）の飛躍的強化を中軸とした新しい軍事計画があるのである。

この計画では、第七艦隊のための真珠湾以西の最大の基地といわれる横須賀をはじめとして、米軍の核戦略上必要な基地は重点的に最低限にしづり、中心は機動戦力をおくことになる。

今年四月一日現在の在日米軍の兵力は次の通りといわれる。

△陸軍——補給支援部隊約一万名。

△海軍——基地・航空両部隊約一万五千名。

△空軍——四万弱（大部分地上勤務員）。

合計六万五千弱。

このうち空軍は近く大巾に撤退させるというのだが、防衛庁が検討しているところでは、安保改定後も最少限つぎのような基地は必要だらうといわれる。

△陸軍——神奈川県 座間
埼玉県 朝霞（一部）
△空軍——東京都 府中
同 立川
福岡県 板付
青森県 三沢
埼玉県 横田
△海軍——神奈川県 佐世保（一部）
長崎県 佐世保（一部）
山口県 岩国（航空基地）
神奈川県 厚木（同右）
同 横浜（ノース・ドック）
(岩国は返還あるいは海上自衛隊との共同使用の予定)

（但し三沢は航空自衛隊 F-86D の訓練が始まれば大部分返還の予定。横田は立川拡張に見合い返還の可能性があるという。）

なおレーダー・サイトは全国二十四ヶ所で三十五年末まで全部日本側に移譲する。（これは米空軍が日本本土の防空を航空自衛隊に委ねようとする意図のあらわれとみられる。）

つまり、実際上の日本防衛の責任を主として日本自衛隊にまかせ、米軍の主力は、機動性のある——つまりいつでも逃げられる——第七艦隊におこうという戦略配置が読みとれるのである。（一九五六年秋のスエズ侵界のとき全面戦争の危険を感じた米軍は、第七艦隊を横須賀港外、太平洋上へ避難させたことがある。）

この第七艦隊は、原水爆を積んだ飛行機の発着する航空母艦をもつばかりでなく、巡洋艦以上はIRBM発射装置をもつてるのであるから、いわば移動する原水爆基地であり、ソ、中側からICAのICBMあるいはIRBMの攻撃にさらされる陸上基地よりはるかに安全かつ効果的である。

したがつて、米帝国主義者は『双務性』とか『対等性』とかいう日本の要求を呑んで文面の上では「米軍の日本防衛の義務」をみどめながら、日本の軍事力を最大限に利用しようし、米軍をむしろ、極東地域を重点的におさえる役に使つた方がとくだというのである。

もし、沖繩を条約適用区域にふくめ、日本自衛隊を日本の軍事力の中心にすれば、すでに存在する米韓、米台、米比相互防衛条約と並んで、沖繩を要とする事実上のNEATO（東北アジア

条約機構）ができたことになり、アメリカの極東での核戦略体制は完成したことになる。米台、米韓両条約では蔣・李の軍隊は、沖繩を行動範囲にふくめることになつてゐるからである。

だから、日本の戦略的重要性を考えれば、絶対に日本への支配権は手ばなせない米帝国主義者も、日本の国内情勢を考えに入れれば、安保改定の取引の中で、ある程度日本帝国主義者の要求をのみながら、極東における国際帝国主義者の強化のために、強化された日本帝国主義者の力を動員しながら、現実に適応した自己の霸権の形式をととのえようとなる。

アメリカ帝国主義者はこういう計算の上に立つて、安保改定を急速にまとめようとしているのである。

反対である。

極東地域の支配権を保持しようとするアメリカ帝国主義は自らに有利に日本の力量を利用しようと、日本帝国主義も、アメリカの政治的経済的力量をできるかぎり利用しようという要求の上に立つ取引とかけひきなのである。

したがつて、それは日米両帝国主義者の、階級的な同盟関係を新たな形で強める結果となることを、安保改定の直接のイニシアチブが日本の側にあつたといえ、これは、決して日本帝国主義がアメリカから離反すること意味するものではない。

とだろう。

しかし、もちろん、これは『日本はますますアメリカの従属下に入りつつあり』、『今や民族独立のためすべての爱国人士を結集せねばならない』といったたぐいの、階級を全くぬきにした考え方を許すものでないことはすでにくりかえすまでもないだろう。

日本帝国主義は、アメリカ帝国主義の力を利用し、それとの協力関係によつて、はじめて自己の相対的力量の強化と自立化もかちとれると考へてゐるのである。

四 安保条約改定は

労働者階級と人民に何をもたらすか

安保条約改定こそ、日米両帝国主義国が、自己の階級支配を強化するために、その関係を調整し強めようとするものである以上、それが、日本の労働者階級と人民に何をもたらすものであるかはもはや明かであろう。

それは、一方では日本の帝国主義的自立化と強化のための重要な一段階となるだろうし、今一方では、それはアメリカの核軍備による支配計画との協力を一層強化することとなるだろう。戦前の日本帝国主義が、いかにアジア、いや全世界人民の仇敵であつたかはもはや云うまでもないことかも知れぬ。

後れて海外市場争奪戦に登場した日本帝国主義は、専制的警察的な国家権力をテコに資本蓄積を強行しながら、朝鮮から大陸市場へ、さらに南方市場へと、軍事力を武器に、その侵略的強盗的な本質をまるだしにして、突撃していくた。

それは数十年にわたつて朝鮮・台灣・中國・東北の人民をしぶりとつたばかりでなく、破滅的な第二次帝國主義世界戦争の立役者として、十億のアジア人民を悲惨と困苦のどん底にたたきこんできたのだ。

それはアジア人民の仇敵であるばかりでない。何よりも日本労働者階級を血まみれの手で抑圧し、しぶりとつてきた敵なのだ。

その日本帝国主義は、今まで、何くわぬ顔をして自己の力を強めつつ、再び世界市場争奪戦にのりだそうとしている。

新たに更新された強化された重化学工業を背景にした彼らの進出は、アジア地域の政治的経済的変化はあるとはいえ、決して見すぐることはできないだろう。

東京オリンピックを呼号する彼らに、あの血に汚された日本帝国主義を見るのは、あるいは單なる被害妄想と見えるかも知れない。

しかし、帝国主義戦争を、支配階級の单なる個人的な好戦的資質にでも還元しない限り、帝国主義を好戦的警察的帝国主義と平和的民主的帝国主義といつも全く本質的に異なるものに分類してしまうことはできない。

彼らが今の所、公然たる軍事的進出の方向をとらないのは、一つには彼らにそれだけの力量がないからであり、今一つは、全体の状況から、彼らがそのような方向をとるのは不得策だからである。

彼らはそれが必要になり、可能になれば、軍事的進出もおそれはしないだろう。

もちろん、彼らが一応民主的平和的様相をとつてゐるということは重要な点である。労働者階級はそれが公然たる軍事的警察的方向になるのを『平和と民主主義』の名のもとに、徹底的な大衆闘争で阻止するために闘いながら、問題の本質的解決、帝国主義の打倒のため準備せねばならない。

現在、日本帝国主義は、必要な時は武力にも訴えた海外進出の方向を着々と準備しつつある。

彼らは、戦争直後は資本蓄積の障害として、あまり今まで熱を入れようとしたまゝのところ武装力をを持つために、今や真剣な努力をはじめている。

現在実施中の防衛力整備三ヶ年計画（空軍だけ五ヶ年）によると、一九六一年三月末（空は六年三月末）の自衛隊の兵力は、陸上十八万、海上は一二万四千トンと航空機二百、航空は三百機となる。その火力は海軍を除けば、戦前の日本軍をはるかにしのぐものがある。もちろん、憲法の改悪に未だに成功しない状況のもとでは、兵員の士気が低く、一般住民の協

力がなく、パイロットも百人そこそこしかいない状況では、まだ到底一人前の近代的軍隊といえなものではない。

だが、日米関係が『改善』され、レーダー基地網や航空管制も全部返還され、独立国の軍隊としての体裁をととのえてゆくにつれ、ブルジョア民族主義の宣伝とあいまつて、自衛隊の士気も高揚は一層容易になるだろう。

支配階級が、自衛隊を名実ともに、近代的な軍隊とするために本気でとりくんでいることをしめすものは、核武装しないことには一人前の戦闘力をもてないとする意見が強力になつてることである。

昨年十一月、訪米中の防衛庁幕僚監部第五部長井本熊男陸将は、シャトルでの記者会見でつぎのように語つてゐる。

「向う数年中に日本の自衛隊は改革され、ペントミツク師団（核装備師団）を含めることになるかも知れない。日本憲法は軍隊を禁止しているため、日本本土上軍は陸上自衛隊とよばれるが、米陸軍に似た編成に改編する計画が検討されている。水爆は別として、原子兵器を効果的に非合法とすることはできないだろう。自衛隊の原子兵器使用は政治問題化しているが、日本はおそらく原子兵器を使用する侵略者に対し防衛するため原子兵器を使用しなければならない」とある。

と考えていい。

これは、一陸将の考え方ではなく、防衛庁主流の意見を代表するものと想像される。一部の新聞も防衛庁内部で核武装必要論がつよまつたと報じている。

一昨年以来、核武装違憲論争が国会で行われてきたが、これも政府の一貫した答弁として、
①核武装は当面しない、②しかし自衛のための核武装（戦術原爆）はありうるし違憲でもない、
③米国と核兵器日本持込みについて文書で禁止をとりきめることはしない、という線になつていて、
これは結局将来在日米軍の核兵器持ち込みと自衛隊の核武装化をみとめるつもりだというこ
とを明言しているのと事実上変りない答弁である。

もちろん、自衛隊の強化は、彼らにとつて、国内の階級運動への弾圧対策だという点である。
昨年、自民党は、自衛隊の治安体制の整備をつよく要請していたが、十一月頃にはほととまり
本年度から実行にうつされた。

その大綱は、第一に全国の陸上部隊は、これまで中・ソを假想敵として北部（北海道）西部
(九州)の二方面隊(旧陸軍の『軍』)しかなかつたのにたいし、仙台、東京、大阪の管区隊
(『師団』)を方面隊に昇格させ、五方面隊にわけて治安体制を整えること。
第二に、訓練、演習などにおいて、戦車、大砲などによる『直接侵略』むけの重火器を中心と

していたのにたいし、新たに治安出動むけの軽火器中心（労働者を射殺するための）訓練を別途に行なうこと、などが中心となつてゐる。このためすでに昨年中に当時の左藤防衛庁長官は全国の管区隊、混成団に指令して治安情勢などを研究させ、各管区隊監は全国の管区警察局長と連絡をとり、各方面ともその基本的準備を完了したといわれてゐる。

安保改定交渉において、藤山外相は、米軍の治安出動条項は削除し、もし必要な場合、日本政府の要請で出動することにあらためるとの方針をとつてゐる。これは右にのべた事実とともに、国内の革命的運動は極力自衛隊の範囲で押さえることとし、また、それだけのいちおうの力を自衛隊がもつてきたということを意味してゐる。米軍出動が民族的感情からいつてこのましくないのに比較すれば、自衛隊による鎮圧の方がはるかにまさつが少ないと考えるのは当然である。

こうして、内外両面にわたつて、自衛隊はますます大きな役割を演ずる危険な存在としての姿をあらわにしあげてゐる。エリコンの持ちこみにつづいて、サイドワインダー、ナイキの持ち込みが問題にならうとしていることは、自衛隊の核武装化の方向が、もはや動かせない方針として、人民の目にかくれて進められていることを明白に示してゐる。

「主要大学に造兵学科設置をのぞむ」といつた伊能前防衛庁長官の談話は、いちはやい学生の抗議の前にあいまいにされたとはいへ、彼らが軍事目的のためにインテリゲンチャを動員しよう

としていることを明白に物語つてゐる。

彼らは一方での近代的軍隊の建設とならんで 国内体制の固めに最近また必死にのりだしてき た。

昨秋の警職法闘争の前に、彼らは若干の後退を余儀なくされたかのよう見えた。
しかし、地方選挙と参院選挙をのりきり、内閣改造で体制を一応固めた岸は、改造直後の記者会見で、安保改定とならんで、小選挙区制と警職法の再提出を公然とのべ、彼らの意図がまつたく變つていいことを明確にした。

彼らは一方では石田警告労政につづいて『硬球軟球とりませた』労使協調政策とともに公然たる権力的抑圧を労働者階級と人民の上に加えようとしているのである。
とくに、人民大衆の戦闘的な一翼として、労働者階級の同盟軍として、公然と左翼的路線を守る全学連に対し、集中改革を加えようとしている。
まず国立大学における学生自治会弾圧のため、学生部補導教官制が今秋から準備されている点に、政府の全学連弾圧の一環を読みとることができます。

道である。

それは日本の労働者階級と人民に何をもたらすか、あえて戦前の帝国主義的本質をまるだしにしたあの憎むべき姿を想起するまでもない。労働者にとつては日々働くこと自体が、彼らの搾取であり、搾取された利潤が資本の蓄積となつてさらに自らをかたくしめつけるのだ。

日本の帝国主義的強化、それは、労働者、人民には、搾取と収奪の一層の強化となるのだ。しいたげられ、おさえつけられた日々の生活が、社会の一方には目もまばゆい享楽とぜい沢が集中するのにひきかえて、ますます資本にしばりつけられみじめなものとなつてゆくのだ。そしてそれに少しでも反抗しようとすることは、國家という暴力で抑圧され、そればかりでなく、資本家のどん慾な利潤獲得慾のため、海外進出にかりたてられ、追い使われてゆくのだ。

安保条約改定は、このような日本の支配者が自己の支配的地位を固めるための一連の政策の中心となつてゐるものである。

安保改定によつて、彼らは対外的地位を強化し、自衛隊の増強なども容易にして、あわよくば中間層も味方ひきつけ、国内体制の強化にのりだそつうといふのだ。だからこそ、彼らは何としても安保条約改定をおしとおそうとしているのだ。

日本の支配階級がねらつてゐること、そして、彼らが当面安保条約改定に全中心をおいて、い

わばこの点をかなめにして自己の政策を推進しようとしている時、日本の労働者・人民は安保条約改定にいかなる立場をとるべきだろうか。

安保条約改定は、日本の帝国主義的強化の道であり、労働者、人民にとつては資本主義のくびきが一層固くしつけられる道である。それは搾取と抑圧の道である。

それが日本の軍事力の強化を直接ねらうものである以上、それは核武装化、海外派兵をもたらすものである。

それは正に、「日本帝国主義者の、海外膨脹と抑圧のための」ものなのだ。

労働者階級もすべての人民も、絶対にこの安保改定をゆるしてはならない。

資本家のための「自主性回復」などといふ、民族主義的宣伝にあざむかれてはならない。

もちろん、日本が資本主義国であるあいだは、帝国主義としての必然的な方向を、日本は歩もうとするだろう。血なまぐさい憎煙のにおいをこの地上からなくすには、帝国主義そのものを打倒しなければならないかも知れぬ。

しかし、日本が帝国主義であるかぎり、安保改定が必然であるといつて、だまつて支配者のやることを見すこすことは、断じて労働者・人民のとるべき道ではない。

もちろん、帝国主義者は打倒しないかぎり、非帝国主義的な進歩的資本家になつたりするもの

ではないだろう。われわれもそんな甘い幻想を持つたりしてはならない。

しかも、人民大衆の闘争が、徹底的に爆発し、彼らの支配をくるがす時、彼らの計画をくるわせて、彼らに安保条約の改定を思い止まらせるることは全く可能である。

それは帝国主義者にとつて重大な打撃となり、人民大衆に大きな利益をもたらすだろう。労働者も、一般労働大衆も、学生も、今こそるべき道はただ一つ、帝国主義の代弁者、岸二藤山の安保改定を阻止するために、まずその調印を阻止するために、全力を上げて斗争せねばならない。そして、さらに岸帝国主義内閣を打倒するために、闘かねばならないのだ。

五 交渉はすでにまとまろうとしている

労働者階級と人民は行動をいそがなければならない

すでにのべてきたような、日米両帝国主義者のそれぞれの思惑は、十回におよぶ日米交渉の中で、微妙なかけひきとなつて展開されてきた。

一貫して日米交渉にイニシアティヴを持つて参加し、日本政府内部でも独自の推進力としての役割を果たしてきた藤山外相は、四月の日米交渉再開の当初から、新条約を今秋の臨時国会に提出することを予定し、このためには岸首相が七月十一日から約一ヶ月、外遊のため不在になることを見込んで、六月下旬には日米交渉を事実上終了させ、首相の出発前に党内の最終的意見調整を持ちこむ段取りにしていた。

このような立場から彼は自民党内の各種の異論を封殺しながら交渉をすすめてきたのである。だから実際の交渉も、正式会談は去る六月十七日の再開第十回藤山・マッカーサー会談を最後

として、その後事務的調整をすすめた結果、先月いつぱいで事実上終了といえる段階まで來たといわれているのである。

取引きの結果がどのようなものに落ち着くか。

一応現在までの状況では、次の点が商業紙記者によつて予想されている。
「草案によれば、新しい本条約は『日本国とアメリカ合衆国との間の協力ならびに安全保障に関する条約』と呼ばれ、前文と十ヶ条からなり、これに新行政協定のほか一つの交換公文が付属することになつてゐる。」

新条約は

第一、「国連のワク内であることを強調」するため、第一条で『締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、自國が関係することがある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び正義を危くしないよう解决し、並びにその国際関係において、国際連合の目的と両立しないいかなる方法による、武力の威かくまた行使をもつてしまふことを約束する』とあるだけでなく、第五条で『前記の武力攻撃およびその結果としてとつたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。このような措置は、安全保障理事会が国際の平和および安全を回復し、かつ、維持するため必要な措置をとつたときは終止しなければならない。』

とする。

さらに、第七条で『この条約は、……国際連合の責任に対しても、いかなる影響を及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。』とする」のである。

第二に、「安全保障だけでなく、日米間の政治、経済等基本的協力関係の安定・強化をうたいだそうとするため、とくに第二条でそのことを強調する。

第三に、「日本の憲法による制約、およびアメリカの特殊事情（バンデンバーグ決議）のワクを双方とも盛りこむため、とくに第三条で『……自國の憲法の規定に従い、自助および相互援助により、単独でもしくは協力して、武力攻撃に対抗するための能力を維持しかつ發展させる』と明記する。」

第四に、「協議条項、防衛義務条項、期限条項などによつて現行条約の一方的性格の是正をはかつたこと。これにともなつて、日本の義務を明確化したこと。」という点に重点がおれたといふ。

さらに具体的な内容としては、

①沖縄、小笠原などは施政権返還まで条約地域に含めない（第五条）

②在日米軍の核兵器持込みや、日本以外への出動には事前協議を必要とする。（交換公文）

③米軍の日本防衛義務を明らかにし、日本は代りに日本領域内の米軍に対する防衛義務を負う

(第五条)

④現行の内乱条項は設けないが、間接侵略には対処できる道を開いたこと。(第四条)

⑤期限は一応国連による安保制度ができるまでという特異な方式をとりながら実質的には一年間とした。(第十条)

⑥このほか、国連関係条項、政治経済協力条項、防衛力協力条項、一般的協議条項などを新設、一方米軍の駐留目的に極東の平和、安全の維持に対する寄与を残したこと、などとなつてゐる。(読売新聞、六月二十七日)

行政協定については「十四条（特殊契約者）十八条（損害補償請求権）の改定、二十五条2項B（防衛分担金条項）二十四条（緊急時の共同措置）の削除を実質的内容として、ほぼまとまつてゐる。」(朝日新聞、七月五日)といわれる。

もちろん、これは正確に交渉の結着を示したものではないかも知れぬ。

しかし、帝国主義者の一応の結論を示すものとしては、ほぼ妥当な点を示している。

この予想される妥結案は、検討すれば明かな通り、交渉の中心となつた藤山の独走を示す、幾つかの内容を持つてゐる。

日本帝国主義者は日本の防衛にすべてのねらいをおこうとした。しかし、極東の安全保障にライをおくアメリカの前に、その点は大巾に後退せざるをえなかつた。

だから新しい条約案でも、「極東の平和維持」がアメリカの強い要求で米軍駐留の目的として残り、また「事前協議」では、配装備的重大変更も日本防衛以外の米軍出動も、前例のない特殊規定だというので米側の強い主張で本文には入らず、『合衆国軍隊が日本の施設及び区域を日本防衛の目的以外に使用する場合、及び合衆国軍隊の配備ならびに装備についての重要な変更が行なわれる場合については、それぞれ日本政府に事前に協議することとする』という交換公文にまわされているといふ。

これでは「核兵器も協議の対象に入る」というが、拒否権とまでは言いきれないようで、改善にはちがいないが、日本政府の同意を望んだ人々からは追及されよう。(読売、六月二十七日)といふ観測も生まれてくるのである。

現在まで交渉で残つてゐるという唯一の点、「沖縄などの取扱いも、日本側は『返還後自動編入』を交換公文にとねだつたが、アメリカ側の反対であきらめ、結局『施政下にある領域』といふことは、施政下に入りさえすれば、沖縄はもとよりハボマイなども自動的に条約地域に入るのだ」という解釈を秘密議事録にのせる程度でおれ合つた」といわれている。

もちろん、この点で、日本帝国主義者は簡単にあきらめはしないだろう。

もともとこの点は藤山の構想というよりは、河野を中心とした自民党的強い要求であつた。

「しかし外相らは、この趣旨だけを交換公文にうたつても、当然のことを規定するだけの結果に終るとして、この考えには乗気でなく、かといって、こんどの改定交渉で、これ以上突つこんだ施政権問題に関する言質を米側からとりつけることも困難な情勢なので、結局これを公換公文に盛りこむことは止めることに傾いているのが現状である。」（朝日新聞、七月五日）といわれている。

とすると、藤山を中心として行われた日米交渉の結果は、必ずしも日本資本家階級の完全な一致と支持をうけるとは限らない。

すでに自民党内では、岸の内閣改造による再編成の中で、安保問題についても、ふたたび新たな意見の対立と、錯綜した交代が見えはじめている。

そこで、藤山を中心とした自民党のこの問題での中心的な部分も、「大勢として新条約の国会承認を今秋の臨時国会ではなく、来春の通常国会にくりのべることに傾いており、このため調印の時期も、外相らが予定していた今月上旬からかなり大幅にくりさげられる見通し」（朝日、七月五日）になつてきていているのだ。

彼らは、こうやつて内部の意見の調整をはかる必要にせまられているのである。

だがすでに、日米交渉そのものはほとんど終りに近づいている。字句上の点で残つているのは例の交換公文での沖繩などの扱いと、行政協定で二ヶ所だけといわれている。

しかも、ここに来るまでには、いくつかのとりひきが必要だつた。だから、ここまで煮つまつてきた条文を、一ヶ所でも修正しようとすることは、全体を再検討するようアメリカに要求することでなければならぬ。

それは藤山にはできないことである。

だが、自民党的多数は、もし伝えられるままの条約案であるとすれば、まだ、それで完全に意志を一致しているわけではない。むしろ、「とくに行政協定の改定については、現在の交渉結果が『大幅改定』とはほど遠いところから実態が明かとなるにつれて問題が再燃しよう」という観測さえ生まれるのである。

一方ではすでに事実上交渉をすませたアメリカとの関係。

他方では、おさえぎれぬ日本資本家階級の不満。この板ばさみの中で、岸自民党内閣にふたたび不決断と動搖があらわれる可能性がないわけではない。とするならば、今こそ労働者階級と人民が決起すべき重大な時だといわねばならぬ。

ろもちん日本の支配階級は、労働者が体制を組む前に、日本資本家階級の『もつと自主性を回復しろ』という圧力を、たくみに使いながら、それを『なだめる』ポーズを取つて現在の一応の妥結点でなるべく早く、調印をすませようと、全力を上げてくるにちがいない。

調印を阻止するために、彼らの中での若干の動搖に安心することなく、直ちに行動の体制を組まねばならない。七月調印を阻止するため、七、八、九月の時期をついてい的に闘うことなしに闘争の新たな展望もきりひらかれないだろう。

第二章

安保改定斗争をすすめるためにまちがつた
考えは正さなければならない

何故論争は必要なのか

六月二十五日、首都東京は、日比谷野外音楽堂へ流れ込む五つのデモで『騒然』となり、安保反対一色で塗りつぶされた。この日労働者は炭労のストをはじめとして、始めて安保改定阻止に実力行使で立ちあがり、全学連に結集する学生もまた、破防法闘争以来七年ぶりに二千の銀吉並木学内集会を持つた東大をはじめ、全国二十万の学生が各地でスト、授業放棄の集会デモ等で統一行動に参加した。

その翌々日、大阪で記者会見を行い「批准国会にはゼネストを」と語った総評太田議長によれば、「警職法反対斗争につぐ成功だつた」この六・二五は、まだ岸の心臓をつきさす程力強いものではなかつたとは云え、労働者の斗いの第一歩として大きな意義を持つものであつた。本当の斗いは、六・二五ではじまつたのだ。四、五月の最も重要な時期、ほとんど学生だけによつて斗われた安保阻止闘争は、こうしてようやく労働者階級の斗いへと発展したのである。

岸・藤山が安保改定を口にし実際に日米交渉をはじめたのは、五八年の十月である。警職法提出に対する一・一・五・四百万ゼネストによつて改定交渉は一時中断されたとは云え、以来今日まで日米交渉は六ヶ月余に亘つてつづけられてきた。調印阻止の斗争ぬきの「批准段階斗争」が無意味だとすれば、この六ヶ月という期間は改定阻止のための激しい斗争の期間でなければならなかつた。

だが、現実には本当の意味での斗争、つまり岸を頭目とする日本資本家階級に痛烈な打撃を与える内容の斗いは、六・二五で火蓋をきられたばかりだ。

しかし、「安保条約改定阻止。安保条約の破棄」のスローガンは昨年十二月の総評春闘方針中、「主要目標」の一つであつた。全学連もまた十一月の第十三回大会では「日本帝国主義の侵略と抑圧の政策、安保改定を阻止せよ」のスローガンをかかげ安保改定阻止斗争を中心課題とした。そして、改定阻止の第一次統一行動が総評を中心に多くの民主諸団体によつて一月二八日に組織され、この開始された運動の上に、安保改定阻止国民共斗会議が三月二八日に結成されたのである。——これに統いて四・一五総評春闘第六次統一行動と合わせて行われた集会・デモ、四・二八の青年・婦人・学生の行動。そして六・二五にはじめて労働者は安保改定阻止を、独自の斗争課題として正面にすえた実力行使を斗つたのである。

この間六ヶ月余の後に、参院選挙は二十日前にすぎ改定交渉が事実上おわつた時にになつてはじめて火蓋がきられたのだ。警職法斗争がわずか一ヶ月足らずの間に組織されたことを思うなら、何という長い準備期間だつたことか。

着々と改定交渉を続ける岸・藤山に痛打を与えるような運動は一つもなく、たかだか選挙運動のかぎりのように行われた統一行動という名のカンパニアが、月に一度スケジュール的に行われたにとどまつてゐる間に、五月には、予定された五・二三が『雨で会場が使えない』ことを理由に流会にしてしまつたため、首都では唯の一度も反対行動は組まれなかつた、交渉は進み、四月調印はくずれたとはい、彼らの予定したあたらしいスケジュール通りに妥結に近づいたのだ。そればかりではない。選挙戦といふ彼我の政策を最も鮮明に対置し、全人民の前に資本家階級の党が何をたくらんでいるかを暴露する最良の機会にも、二つの労働者党の『安保で対決を迫つた』という自己満足的言辞にもかかわらず、結果は逆で自民党はいよいよ自信を持つて安保改定を前面におしだし、「安全保障と独立の自民党」のスローガンで中間層を或る程度ひきつけることにさえ成功している。

これは、このながい間の斗争方針の不明確さ、混乱、不統一の結果であるといわなければならない。運動が、こんな長期間続いているのに、そのわりに「安保をどうたたかうかはつきりしな

い」という意見は、組合の活動家の間でよくきかれるし、この間、一番よくたたかってきた学生のなかでも、すべてあきらかになつてゐるわけではない。

六ヶ月は、低迷と混乱のなかから正しい斗争方針をさぐりだす期間であつた、だが、それはあまりにもながすぎた。今こそ、われわれは、この間の運動の発展を妨げた混乱と低迷の原因を明らかにして、断乎として改定を阻止するたたかいの方向を明らかにしなければならない。無原則な『統一と団結』ではなく実践活動をふまえた徹底的論争こそが運動の正しい発展を保証するものだ。

1 安保改定は「独立への道」か「従属強化」か

安保改定をどうとらえるか、ということは同時に、改定反対闘争をどうくむかの問題に直接結びつく問題である。だから、とらえ方で基本的対立があつたら、闘い方も大きくちがつてくるのは当然だつた。

つまり安保改定は「アメメカ政府が強引におしすすめている」ものであり、「日本民族の対米従属を強化するもの」であり「アメリカの戦争政策に一層強くまきこむものだ」ととらえる見

方と、今一つは、「岸政府がねらう安保改定」は「日本独占資本の利益」（六月十日東京地評）のためのものだ、という二つの対立である。

第一の見方からすれば、敵は何よりもまずアメリカであり、安保阻止斗争は「民族独立のたたかい」としてすべての「愛国人士」（その中には良心的資本家も入る）を結集した巾広い運動としてすすめなければならない。

スローガンは、例えばこうだ。「かえれアメリカ、かえせ沖縄」「すべての愛國・民主勢力の統一と団結！」

だが第二の見方からすれば何といつても敵は岸であり、日本の資本家階級であり、その斗いは資本家階級に打撃を加える「階級的斗い」として労働者階級を主力とし、そのまわりに人民諸勢力を結集してすすめていかねばならない。スローガンでいえば、「核武装と侵略戦争に道をひらく安保改定反対」「労働者のゼネストで改定を阻止せよ！」「岸内閣を打倒せよ！」だ。

これは基本的な対立であり原則的問題である。だが、この期間の運動はこの原則的問題をいつこうにはつきりさせぬまま進められてきた。ここに最大の問題があつた。

安保改定の歴史的背景、具体的内容、そしてこれによつて日米帝国主義者はそれぞれなにをねらつているのかは、第一章でくわしくふれた。この改定の階級的本質のとらえ方の混乱と誤りが

斗争そのものの発展を妨げた最大のものであつた。

岸・自民党が去年の十一月頃とは違つて沖縄、小笠原を条約区域からさつさとははずし、選挙戦のなかで日米新条約の締結による「自主性回復」「日米対等化」をうたい、「日本の国際的地位の向上」のために改定は不可欠だと大衆の民族意識を煽つた時、第一の見地からは「それはウソだ、だまして、いるのだ」とこたえることしかできなかつた。

安保改定をこのように「従属」か「独立」か、としか把えられないとして、改定をおしそすめようとする支配者達の側から、「独立への第一歩」だと宣伝された時反論の仕方はこれしかないのは当り前である。そして事実条約期限の明確化、米軍の配置、使用に関する事前協議、内乱条項の削除、などこれまでの「不平等」をいくらかでも「平等」にする条項を見せられると、熱狂的な民族主義者ばかりでなく一般に進歩的文化人と目されている人達の中にも「それが改悪なら反対だが、かりに一步でも解放の方向へ近づくものなら、必らずしもヤミクモに反対するのは、當を得ていない」といった意見が出てくるのである。

第一の見方、つまり「従属」か「独立」かという観点からだけ問題を見る時、たたかいの方向としてでてくるものは、二つしかない。一つは、「岸・藤山の改定の仕方にはいろいろ不満があるが、自主性を回復するように、いかによりよく改定するか」という方向で改定を推進する立場

である。今一つは、「自民党の『自主独立』というのはウソで、実は対米従属を深めるものだから、われわれの手で愛國勢力を結集して眞の独立をかちとつてゆこう」という方向である。前者は結局、藤山の改定に協力の仕方が問題だが、とにかく協力しよう、という立場になる、後の場合は、それでも大差はない。

何故ならこの「従属強化の改定反対・民族独立を!」という考え方では、一体敵は誰なのか、斗いで打撃を集中してやるのは誰になのか、たたかいの主力は誰なのか、ということが一向に明らかにならないのだ。このたたかう場合の最も基本的なことが不明確なので労働者・人民がたたかうファイトが出てこないのは当然である。

「従属強化反対・独立」という立場からは敵はまずアメリカだ、という結論しかでてこない。だからアメリカに反対する「愛国人士」とならそれが資本家（良心的!）でも、中小企業家でも農民でも一緒にやる必要がある、ということになる。「巾広い統一戦線」!

だがこれでは、岸政府が何故必死になつて自らすんで改定のために奔走しているかわからぬいし、大体改定は資本家の意志ですすめられてているのだ、ということすら明らかにならない。去年勤評、警職法の狂暴な労働者人民への攻撃をやり、今まで小選挙区制だ、労働法規の全面的再検討だ、軍機保護法だ、といつて同じ岸が、どういう目的で改定をやろうとしているのか。

こういつた一連の人民への攻撃と安保改定は関係があるのかないのか、あるとしたらどう関係しているのか。この岸をさしあいて、アメリカに打撃を集中するのはどうしたわけか。

労働者もこれではたたかえぬ。日々首切り労働強化、賃上げストップ等々の資本の攻撃に直面して、資本家への憎しみをもやしている労働者に「安保も同じ資本家がやつている」ことを明らかにし、労働者のゼネストで粉碎したあの警職法や、今加えられている合理化の攻撃とどうつながっているのかをはつきりさせるのではなくて、「資本家の中にもいい奴がいる、安保ではそういう資本家と一緒にアメリカと闘え」などというのでは、労働者の資本家に対する憎しみと怒りは安保改定反対に木に竹をついだようにしか結びつかない。

大体、「アメリカと日本」「アメリカに従属させられている日本民族」という考え方方に問題はないだろうか。岸や藤山が「日本の自主性回復」といった時、それは日本資本主義の自主性であり、「日本の独立」といつた時、その日本は、資本家の支配する日本、つまり資本家の国のことである。ところで現実の日本には、單一不可分の日本民族などというものはなく、あるのは基本的には支配するものと、支配されるものの二つの階級だけである。このことは「共産党宣言」が世に現れた百年前から、『社会主義体制が世界体制になつた』と宣伝され、『大衆社会的状況』が云々され、『独占と反独占』が口やかましく云われる現代日本に至るまで少しも変つてはいな

い。

だとすると、日本の資本家達がアメリカの資本家達に「独立」を要求したとしても、それは労働者、人民にとつて双手をあげて支持すべきことではないはずである。労働者・人民にとつて問題なのは、日本の資本家が、アメリカの資本家に「独立」を要求しているかどうか、ではなくてまず彼らが今度の改定で被支配者達に対してもうな攻撃を目論んでいるのか、それが彼らの一連の攻撃の中でどんな位置をしめているのか、である。

今度の場合にしても同じである。内乱条項の削除や米軍の出動・配置に関する事前協議にしても、岸にとつては自主性回復かも知れないが、労働者にとつてはゼネストをした時に米軍が出動するか自衛隊が出動するかの違いであつて、アメリカ軍より自衛隊の方がまだという理由はない。

同様に、「今度改定しても依然として基地は残つてゐる。沖縄は日本のものにはならない。だから、改定しても『従属』はかわらないのだから、改定反対』よりも『安保破棄』でなければならぬ。といつてみても、少しも前進にはならぬ。これでは、何故「改定」に反対して斗わねばならぬのかは全然明らかにされないのである。資本家政府の改定のやり方が「独立の仕方が不充分だ」とか「不充分なばかりでなく逆に従属

を強化するものだ」といつて攻撃するのは、岸といふ日本の資本家の代弁者が安保改定によつて被支配労働者人民に対し加えようとしている攻撃の本質を、日本民族とアメリカとの関係にすりかえてごまかしあおいからくことにしかならないだろう。資本家達は、自分の利益のために、資本家階級の支配の維持のためには「民族」の利益をふみにじることをいとわない。が同様に、時と場合によつては、「民族の威信、民族の独立」を同じ階級支配の維持強化に利用することをも躊躇しないのだということを決して忘れてはならないのである。

このことを忘れ、問題を現実の階級斗争、支配者と被支配者、資本家階級と労働者階級の対立・斗争からみるのではなく「民族の利益」から見、安保改定を「従属か・独立か」と論ずることは、ヒットラーや東条が帝国主義戦争に人民を駆り立たてたあの民族主義に陥ることを意味している。

この民族主義・日本の資本家とその代表である岸政府にたたかいの矛先を向けるのではなく、アメリカを敵と定め、資本家階級の不俱載天の敵対者である労働者階級をたたかいの主力にするのではなく巾広い「国民運動」を主張するこの考え方が、改定阻止斗争の指導部分の多くの人々をとらえていたこと、そしてこの考え方に基づく方針が投げ与えられて労働者を困惑させていたことこそが、運動の発展を妨げている最大の原因だつたであろう。

岸が安保改定を勧評・警職法にはじまり小選挙区制・軍機保護法・労働三法の全面改悪に至る一連の彼らの支配体制を強化し労働者の搾取を強める反人民的政策の重要な一環として、あらゆる手段を用いて遂行しようとしているのに対し、この岸政府に強力な一撃を与えることなしにどうして改定の陰謀をうちくだくことができようか、この強力な一撃は労働者階級の階級的統一行動、数百万のゼネストをおいてはならない。

『労働者のゼネストで安保改定、調印を阻止せよ!』

『岸内閣を打倒せよ!』

だが、この最も重要な二つのスローガンに「民族の運命をかけた」たたかいに「統一と団結こそが重要だから」として、反対する「国民運動論」者が存在したこと、そしてこの思想、この方針に対し非妥協的に闘争する部分があまりにも少なかつたことが運動を低迷させたのである。だが、今やこのような誤った思想は現実の運動の進展のなかで克服されつつある。六月十六日の国民共斗会議全国代表者会議で『岸内閣打倒』のスローガンに反対した原水協・共産党の主張が岡山地評をはじめとする多くの労働者代表によつて一擲され、六・二五で斗いの旗手を労働者に移した運動は、七・二五、八・六の第四次・第五次統一行動を通じて労働者の実力行使・ゼネストによる勝利の道を歩みはじめているのだから。

2 「安保破棄」か「改定阻止」か

現実の斗争が安保改定を阻止する斗争として、交渉の具体的進行に対して進められている時、「改定阻止」のスローガンよりも「安保破棄」又は「安保体制打破」に力点をおく意見がある。極端な例として、五千の労働者と数百の学生によつて行われた六・二五の東京都三多摩集会の名称には「改定阻止」ではなく、スローガンにも入つておらず、わずかに大会宣言の中に学生の強力な要求によつて「改定阻止」の一行為加えられるに止まつた。といったことが實際におこつている。

これは、「従属か」「独立か」といつた見方と結びついて、今度の改定は「今までの従属を一層強めるもので、改定を阻止したつてしようがない、安保破棄でなければ何にもならない」といつた考え方があるからである。

たしかに改定を阻止しても、藤山が云うように現行安保条約はそのまま残るのであり、その意味では「改定阻止」と同時に「安保破棄」はスローガンとならねばならぬ。だが、だからといって、「改定阻止よりも破棄」だといつて「破棄」のスローガンだけかかげたり、さらには「破棄

のたたかいは重大であり困難だ。だからじつくりと改定交渉などにとらわれずに腰をすえて」ということになると、これは運動の発展に重大な妨げになる。

こうした考え方の基礎は、問題を「従属か否か」「基地がどれだけ減つたかどうか」ということからみるところにある。そして、基地問題、農地問題、労働者の低賃金、労働強化、帝国軍隊の復活、民主的権利の剥奪、はては、日本の貧困、海外貿易の不振等々、すべては「民族的屈辱」の結果であり、悪の根源はことごとく、この日米軍事同盟の存在、「安保体制」にあると考えるのである。こうして物神化された「安保体制」は、固定化され、化石化されて、日本資本主義の運動と現実の階級闘争の要求を資本家政府の政策として定式化されてしまう出されるもろもろの攻撃とは何か独立したものと化したり、あるいはこれさえ打破すればすべては解決される万能薬にされたりするのである。

こうした考え方なら、すべての斗争は「安保体制打破」と無媒介的に結びつかなければならぬし、「安保体制打破」の運動にすべての斗争は合流（＝解消！）しなければならないことになるのだ。核武装阻止の斗争も、沖縄死刑法反対斗争も、合理化反対斗争も、はては米価斗争も。だが、「安保体制」つまり、日本の資本家政府とアメリカの資本家政府の間に結ばれた条約とのに基づく軍事同盟の存在が、すべての悪の根源なのではない。大体、安保条約そのものは、

一九五一年の時点での日米資本主義とそれをとりまく階級斗争の現実の要求に従つて、つくられたものであつて、その後七年間の日米資本主義の客観的諸条件の変化が、今この条約の根本的改定を必然にしているのであり、この同じ変化そのものが、核武装、沖縄人民に対する死刑法、日本人民への軍機保護法と労働法の改悪、そして合理化、賃上げストップの攻勢として具体化しているのである。

「安保体制」に『民族的屈辱』のすべてを求める、すでに日本の資本家にとつても桎梏と化すに至つた現行安保条約を物神化し、その破棄をもうもろの現実の階級斗争に優越し、すべてを包括するものとすることは有害無益である。

すべての具体的攻撃に対する斗いを「安保体制打破」という車につみこんで、これ一本で突つこもうとしても打撃にはならないのだ。核武装阻止はそれとして独自に組織されねばならぬ。造兵学科設置反対も、安保斗争と並行して斗いすすめられねばならぬ。沖縄死刑法反対にしても同じことだ。死刑法反対の大斗争が、安保改定反対およびおこされた人民のエネルギーを基礎にしつつ、独自に組織されなかつたら八月十五日まで延期された実施を、永久に葬り去ることはできないだろう。ましてや、合理化反対や米価闘争の経済斗争を安保改定阻止の政治斗争に解消させることが許されないことは火を見るよう明らかである。

そして「改定阻止斗争」も、「安保破棄」「体制打破」とついた平板化され固定化され、具体性をぬきとられた題目とは区別された、きわめて具体的攻撃に対する斗争として独自に斗わねばならないのである。

「破棄」「体制打破」といつた考え方からは、今度の改定の特殊に重要な意味、それが日本資本主義の現段階から生み出された必然の政策であること、それが去年から今年の秋にかけて加えられつつある一連の資本家と岸政府の人民に対する攻撃の一環として出されていること、国際的階級斗争の現実の反映であること、等がさっぱり明らかにされず、何故、今、改定を阻止することが特別に重要なのがたたかう者の胸に刻みこまれないのである。

これでは、改定阻止のために、処分や弾圧を覚悟してまでゼネストをやるファイトは生れて来ないし、「岸内閣打倒」までたたかいをおしすすめる意氣込みは出てこないのは当然だろう。

第一章で明らかにしたように、今度の改定は、『対米従属が一層深まる』ものでも『対米依存からの脱却の仕方が不徹底である』というものでもない。重要なのは、十数年間の弾圧と搾取の強化によつて資本を蓄積し、充分力をたくわえた日本の資本家階級が、日本資本主義の要求に従つて、第一級の帝国主義国として海外にのり出そうとしており、今度の改定はその第一歩の政策である、ということである。そしてそれは新らたな侵略戦争の準備と、労働者人民に対する搾取

と弾圧の強化と固く結びついているということなのだ。だからこそ、改定阻止斗争は、「安保破棄」「安保体制打破」といった一般的運動に解消されではならない特殊な決定的な重要性を持つのである。このことを理解できず、改定阻止の日本帝国主義者に対する一刻も遅らすことのできない非妥協的斗争を、「安保体制打破」「アメリカ軍は帰れ」の民族主義的斗争にすりかえたり、「改定阻止」の重要性に口をつぐんで「安保破棄」の長期に亘る運動に解消しようとしたりすることは許されない。

「安保破棄」＝長期斗争論と、議会主義の結びつくところに、「決戦は批准段階、調印の段階はこの決戦準備のための教育宣伝の時期だ」という「批准段階決戦論」が生れたのだろう。だが「批准段階決戦」と豪語しても、調印に至る外交交渉の過程で何一つ大衆斗争が組織されぬままに、議会の赤い絨氈の上に舞台が移されたとしたら、せいぜいのところ、社会党の審議ボイコット——議会主義のルール云々の論難—妥協というのが関の山となるだろう。問題に決着をつけるのはこの場合も警職法の時と同じように、議会外の大衆斗争、資本家と政府そのものに首先の向けられた激しい実力行使なのであり、この斗いは、外交交渉—調印という具体的攻撃に対する具体的反撃として、「交渉をすぐやめろ！」「調印を許すな！」「藤山渡米反対！」等々のエローガンによつてすすめられなければならないのだ。

外交交渉が成功裡にすすんで妥結調印して出来あがり、形式的承認を議会が与えるか否かの段階で斗うことは、まだ交渉が成立しておらず不確定であり、条文も未完成の調印前の時期に打撃を加え、交渉をぶちこわすこと比べて、はるかに困難なことは明瞭である。岸・藤山に直接痛撃を加えるとしたら、この時期をおいてあり得ないのだ。だから調印段階で斗い、阻止することは決定的に重要なのである。——そして、たとえ不幸にして、この段階で阻止に失敗したとしても、この期間斗うことなしに、「批准段階の決戦」に、突如として斗うなどということは空想に等しいのである。

「批准段階決戦論」は決定的時期に斗争を回避して後方におしやり、運動を議会主義の道にひき入れ、敗北を準備する点において、裏切り的方針として論難されねばならない。

「安保破棄」一般が重要なのではない。「改定阻止」に決定的重要性があるのであり、だからこそ、調印に至る外交交渉の期間の実際行動が必要だったのであり、調印・批准を目前にした実力斗争、労働者のゼネストが必要なのである。

3 「中立化」でたたかえるか

「国民運動論」をふりまき、「岸打倒」に尻ごみを示した同じ人々、同じ団体によつて「日本の中立」は「日本の独立」と共に安保改定斗争のかちとるべき目標（つまり改定が阻止され、安保が破棄されたらどうするか）としてかかげられている。そしてこの「中立」政策は、ソヴィエト、中国によつて支持され、社会党の一部にある「第三勢力」論とも背反せず、特に反対する理由もみつかない、というまさにその理由によつて、革新諸政党、諸団体の公認の政策となつてゐるかのようである。

しかし、現実に安保改定阻止のために、岸政府と対決してあらゆる弾圧をはねのけながら実力行使で斗かおう、という段階に立つた時、「改定阻止のストライキ、岸打倒と、中立要求はどうも結びつかない」「中立化はピンとこない」といつた声が多くの所でだされている。

「改定をやろうとしているのは岸だ。警職法を出し、労働三法を骨抜きにしようとしたくらんでもいる岸だ。改定阻止のストライキで岸に痛撃を加えよう。そして岸内閣を打ち倒せ！ だが、その打ち倒す相手に、國の中立化を同時に要求するというはどういうわけだ。大体、中立とは何だ？」

中立政策の内容はおよそ次のように云われている。

一、あらゆる軍事同盟からの離脱と不参加。

一、世界各國との平等・友好関係の樹立。

一、そして安保破棄、米軍撤退の後には、独立国として真に平等な名譽ある日米関係を樹立する。

これは最大公約数である。何故なら同じ「中立」を云う人々の中にも「非武装永世中立」「武装中立」から「第三勢力としての中立」に至るまで各様なのであり、この政策を最も熱烈に主張する政黨のある候補は参院選挙演説の中で、「ベルギーの如く、スイスの如く」中立しなければならぬといつたと伝えられる程だからである。

だが、いざれにしろ「中立」とは、改定阻止、安保破棄、米軍撤退、独立の斗に、独立した日本が中ソ側の軍事ブロックにも、アメリカ側の軍事ブロックにも加わらないことを意味しておらず、それが両国間の戦争にまきこまれないで日本の安全を守る最良の道だ、ということにあるらしい。

とすると、深遠な中立の理論的根拠等々はさておくとして、これが現実の改定阻止斗争の方針として、斗いでかちとするべき目標として中心的にかかげられる時、頭の中で未来の日本の図を描くのではなく、実際に闘つている者はすぐ問題につき当る。

第一。われわれは改定阻止斗争を、警職法・軍機保護法・労働三法の骨抜き・大学補導教官制度の設置・造兵学科の復活・首切り労働強化などの攻撃と結びつけて斗い、これをやろうとしている岸内閣打倒を目標においている。ところでその岸に、中立政策をとれ、と要求するのだが、岸が中立政策をとつたら労働三法改悪とか、首切り労働強化等の攻撃はなくなるのか。国内政策では労働者人民を抑圧し弾圧する政府が、外交政策ではよい政策をとるのか？

第二。そもそも、資本家の代弁者である岸政府が中立政策をとることがあるのか。岸資本家政府に中立政策を要求するということは客観的には何を意味するのか。

第一の疑問的回答はすでに与えられている。岸は安保改定を一連の反動攻勢の不可欠の一環として行おうとしている限り、よしんば岸が労働者人民の手痛い反撃にあつて改定を一時あきらめたとしても、その彈圧と抑圧の政策を放棄することはあり得ない。それは独立し中立政策をとるべき政府・國が依然として資本階級の支配する国なのだから当たり前のことだ。だとすれば、われわれが国内での労働者人民に対する反人民的攻撃をさておいて、かちとるべき目標とした「中立日本」は、せいぜいのところ自立した帝国主義日本でしかないだろう。

「国の外交政策（＝中立）」「民族の利益」などが、資本家とその政府による労働者・人民への攻撃と切りはなされて、それを超越するものとしてあるようにみせかけること、つまり階級対立

に優越する超階級的な「国」「民族」が存在するようにみせかけることは、すでにのべた民族主義に他ならず、同様にたたかいの矛先を岸にではなくて、「民族の敵、アメリカ帝国主義」にそらすものでしかない。「中立日本」などは斗争の目標にならない。斗いの目標は何よりも「安保改定阻止、岸内閣打倒！」であり、それで充分である。

「中立政策」を日本ブルジョアジーにとらせることは、日本の対米依存からの脱却、軍事ブロックからの離脱という点で、平和と独立への巨大な前進だという。

だが、「対米依存」（だから日本は独立していない、というふうにいつたら、純粹の独立国はアメリカだけということになるのだが）は單なる日本の資本家の「反民族的」「貢国性」という悪意によつて生み出されているのではない。それは現代の世界資本主義の中で、日本資本主義の経済的基礎そのものの要求する経済的相互依存関係の結果としてあるのであり、日米軍事同盟は国際的規模で展開されている階級斗争（特に、極東での）の現実の要求による、資本家同志の「実践的友愛」の表現としてあるかぎり、このよきな客観的諸条件の変革なしに日本ブルジョアジーが、アメリカ帝国主義者の反対と自己の階級支配の弱化をかけて同盟関係をたち切り「中立」することはまずあり得ないのである。（第一章参照）その上、「中立」「自主繁栄」といつた政策そのものは、帝国主義段階に達する以前の資本主義の発展段階においてはじめて可能な自由

主義の政策であつて、このようなことを、今高度に発達した国家独占資本主義段階にある日本資本主義に要求することは、歴史的に反動的でさえある。帝国主義は単なる資本家や政治家たちの恣意的政策ではなくて、資本主義の最も高度に発達した世界史的発展段階をあらわす概念であり、従つてわれわれは安保改定として現れた帝国主義の政策に対して、この政策を必然とした経済的基礎に手をふれずに政策のみを阻止し得るよう云うのではなくて、この侵略的反人民的政策がその経済の必然の結果であることを暴露し、その根源の廃絶のためにたたかわねばならない。

資本家とその代弁者政府に対して、自ら非帝国主義的になることなしには実現できない、つまり「資本家であることをやめろ」という要求をおしつけて、幻想を労働者人民にふりまくではなくて、まずやるべきことは「国連憲章に基盤をおいた」などというみえすいた民主主義的ペー^ルによる合理化と「自主独立」という民族意識を煽ることによつて、彼らがその侵略的帝国主義的意図をおいかくしている安保改定の階級的本質を全人民の前に暴露することである。そしてこのような侵略戦争と、抑圧と弾圧の一層の強化は、日本の現在の社会経済制度そのもののもたらす必然の結果であり、アメリカ帝国主義との相互依存からの完全な脱却も、あらゆる抑圧からの解放も、恒久平和も、この経済的基礎社会体制そのものの変革なしにはあり得ないこと、安保

改定阻止もその第一歩であり、労働者人民の断乎とした行動によつて岸に痛烈な打撃を加え、改定を思い止ませ、その力でもろもろの反人民的陰謀の立役者岸内閣を打倒すること、これこそが重要なのである。

4 平和を守るために何が必要か

「安保改定は戦争への道だ」と云う。『平和のために安保改定に反対しよう――』。中立政策を主張する人々は、対米依存からの脱却と共に、それが「両体制」の軍事グロツクからぬけ出ることによつて日本の和平と安全、世界の恒久平和のために大きな前進だと強調する。

こういう考え方からすれば、安保改定反対運動は、原水爆禁止運動（原水協の）ような所謂「平和運動としてすすめられねばならないのだろう。ここから、安保の問題を「戦争の危機」とだけむすびつけた宣伝が行われたり、今までの平和運動のように、巾広くすべての「平和愛好家」の運動に発展させねばならぬと云われる。

たしかに、安保改定は、新らたな侵略戦争、帝国主義的侵略戦争に道をひらくものだし、現実に核武装、核兵器の国産化、第二次防衛五ヶ年計画がうちだされている。改定阻止斗争は、その

意味で戦争に反対する運動であり、平和のための斗いでもある。だが、そのことから、安保阻止斗争を「巾広い平和運動」とし、宗教団体的平和運動にしてしまった後、これは運動を弱めるものだろう。

われわれが平和のためのたたかいをいい、労働者を中心にして運動をすすめようとする時、「平和」とは、ただ「戦争がなくて、平穏無事な状態」を求めて斗うのではないはずである。もしそだつたら、平和のために、労働者がゼネストをして「秩序」を乱したり、学生がデモをして世人を騒がせることは運動の性格と矛盾するという声が出て来るのはあたり前だろう。

「平和運動は労働者がやらねば」と何度も口を酔っぱらして云われながら、ちつとも労働者の運動にならないのは、これが、日々の労働者の資本家との対決、資本家の搾取階級斗争と結びつかないからである。「階級斗争」と「平和運動」は別のもの、といった感じが出てくる。階級斗争の対手と、平和運動の敵がどうもくいちがうのである。

われわれは、戦争と平和の問題をもつとつこんで考えてみる必要がある。かつてクラウゼヴィッツは、「戦争は政治の延長である」といつたが、このことは原子戦争の危機が叫ばれる現代もつともよくあてはまるようだ。戦争はあれこれの政治家や軍人の悪意や憎しみや征服欲によつてひきおこされるものではない。現実の政治の一つのあらわれとして、一つの解決の方法として階級支配を維持するために暴力的手段を採用する時に起る。

第一次大戦もそだつたし、第二次大戦もそだつた。そして最近では、強力な物的生産力を持つに至つたソヴィエト、中国等の国々を前にして、諸国の資本家達は軍事力の強化に狂奔して原子弹を発達させたし、植民地後進国や自國での労働者人民の激しい斗い、アルジユリアの武装蜂起、各国のゼネスト等々に対しても自國の軍隊の強化と軍事同盟（NATO、SEATO、そしてNEATO）の結成が必要だつたし、ここ一年の資本主義の発達は、激しい市場争奪戦への道を淨め、ヨーロッパ、アメリカ、日本等の独占資本プロツク間につけぜり合いの斗争が開始され、やがては軍事力の裏づけが物を言う状況も生み出されようとしている。

そして、今度の安保改定が、核武装と侵略戦争に結びついているというのは、そういう意味でだ。だから、この戦争の危険は、勤評、警職法から労働三法の改悪、首切り労働強化に至る一連の搾取強化と弾圧の政策と不可分なのである。

そうだとすれば、「平和のための斗争」は、こうした資本家の全政策に対する斗争だし、戦争

を生み出す根源、元凶そのものに対する斗争でなければならぬはずである。敵は明らかにされねばならない。だから、戦争を阻止し、平和をかちとるには、「戦争政策転換」をこの元凶である資本家の政府に要求したりお願いしたりすることは不可能だらう。恒久平和は、戦争の根源そのものが絶滅されてはじめてかちとれるのだし、個々の戦争政策の阻止も資本家の支配をおびやかすような労働者を中心とした激しい斗いではじめてかちとれるのだ。

安保改定阻止斗争が「平和擁護斗争」としこの力を最大限に發揮できるのは、この阻止斗争がその政策の元凶、岸内閣に対する労働者の力強い闘争として発展し、そのまわりに反戦、反帝の諸階層の運動が結集した時であろう。

この点が不明確だと、安保阻止斗争＝平和運動になつたり、原水爆禁止運動と安保阻止闘争は水と油のようにはねかえし合つたりする。例えば、今年の第五回原水爆禁止世界大会のポスターから「安保改定反対」も「核武装を許すな」もぬけ落ちて、観光案内なみの「ヒロシマにゆこう」だけが残る、といつた悲劇も生れるのだ。

平和擁護斗争は、具体的政策、具体的攻撃に対するこうした反帝、反戦斗争として労働者を中心として斗われてはじめて力を發揮するのであり、その矛先は、戦争をおこなおうとする元凶へ、それを生み出す根源そのものへ向けられねばならぬ。そして、眞の恒久平和は、こうした元

凶どもの抹殺された時、階級対立が止揚された時、はじめてかちとられるであろう。

5 勝利の道は何か

——それは労働者の実力斗争である

たたかいは始まつたばかりである。六・二五に盛りあがつた運動の力が、調印を七月上旬よりおくるかも知れない。ようやく火蓋を切られた斗いは、拡大され、強められ、調印・批准阻止のゼネストへと導かなければならない。

たたかいには勝利か敗北か、どちらかしかないのだ。安保改定阻止闘争における敗北は、これを起点とする一連の反動攻勢に対する斗いの困難を倍加するものとなろう。この斗いでの勝利はその後につづく斗いにおいて労働者人民にきわめて有利な地位を与えるものとなるのである。そして斗いの勝利は、正しい方針によつてのみ保証されることはいうまでもない。これまで六ヶ月の、あまりにも長すぎた、のろのろした運動の発展の時期は、正しい方針の確立のための、誤った方針の克服の時とならねばならなかつただらう。誤った方針の下で、改定阻止斗争の勝利は決してあり得ない。勝利のためには、実践的斗争の上に展開される徹底的論争によつて、誤つ

た方針が粉碎されることのみが必要なのだ。正しい方針の確立とその下での運動の組織をぬきにした、無原則的統一と団結の強調は、運動の勝利的進展に何ものも与え得ないであろう。

われわれはさきの四つの項目で、われわれの運動を六ヶ月に亘つて妨げ続けてきた誤った考え方、方針を批判した。

安保改定の階級的本質を見抜くことができず、日本の「対米従属を深め」「アメリカの戦争政策に一層深く結びつける」「民族の運命にかかる」問題と、民族主義的にしか見ることが出来ぬ公認左翼の諸団体が、実践的結合としては全ての「愛国人士」「平和愛好家」を結集した巾広い「国民運動」を主張しつづけてきたことが、どんなに闘いの強力な展開を妨げてきたかをすくにみた。

また、すべての悪、「民族的悲劇」の原因を安保体制にみ、改定よりもまず「安保破棄」に力点をおく考え方、「国民運動論」や、議会主義と結びついて、「批准段階に決戦を」調印段階ではその準備のための宣伝を」という方針となつて、四、五月の最も重要な時期に、いうに足る運動を全学連の四・二八、五・一五のみに止め、労働者の決起を六・二五にまでひきのばしたものであることを明らかにした。

われわれが、これらの誤つた、運動を妨げつづけてきた方針の批判の後に、結論的に云わねば

ならぬことは、労働者の実力斗争のみが勝利の道をひらくものだということでなければならぬ。そしてこの闘いそのものは、改定阻止、交渉即時中止、調印阻止の具体的闘いでなければならないのである。

四、五月の期間、すべての労働者の運動が選挙運動のために抑圧されていた時、学生のみが展開した孤立したたたかいが、具体的に進展する交渉に対し具体的行動の組織を以て応え、五一には全国一斉の学生の決起によつて斗いの一里塚を築いたことは、闘いの組み方を示したものであつた。

学生運動の経験は、今はじまつた労働者の斗いにも生かされようとしている。六・二五で点火された斗いを、七・二五、八・六の第四・五次統一行動まで放置するのではなくて、調印阻止のため、岸渡欧、藤山渡米反対の具体的行動を組織し、次々に発展させてゆくことを、東京地評は決定しているのだ。

そして決定打を与えるものは、何はさておいても、労働者階級のゼネスト以外にはない。労働者が一度階級的統一行動に立つ時、いかに巨大な力を發揮するかは、破防法ストを想起するまでもなく警職法反対ストで全人民の胸に刻まれている。安保改定阻止も、闘いの主体とその方法は一つである。六・二五に三十分だった職場大会、时限ストは、七・二五には一時間二時間、否半

日へと拡大させねばならないし、一刻も早く二十四時間ゼネストまで闘いをおしすすめなければならない。労働者がストをすると、農民や一般市民がビックリして巾広い戦線からぬけ出てしまふおそれがあるから、などと反対する意見は徹底的に粉碎されねばならない。

たたかいの勝利には、たたかいの主力部隊をはつきりと中心にすればならないし、この中核の主力部隊が断乎として斗う時、一般人民大衆はこの力強い斗争の機関車の巨人の力に感嘆しそのまわりに固く結集して戦列を強めるであろう。この時はじめて、岸政府と資本家達は、その支配の土台をゆるがす手痛い攻撃に出会つてゐることを痛感し、恐怖するのだ。

統一戦線とは、最も遅れた最も弱いところのヤリ方に歩調を合わせるために、全体の斗争の発展をその水準にまでおし下げおし止めることでは決してない。眞の統一戦線・統一行動とは、斗いの主力部隊を中心に、最も進んだ部分にまで全体の運動を前進させるために、最も進んだ部分の斗いを夫々の力に応じた斗いの方で支持し守ることによつてもりたて、全体の斗いを前進させてゆくことにあるのである。『別個に進んで一緒に擊て!』これが統一戦線の鉄則だ。

国民共斗會議において然り。共斗會議に結集する労働者団体は、夫々の力に応じた最大限の形で統一行動に加わるだろう。全学連もまたその持てる最大の力で斗うだろう。そして何よりも、統評を中心とする労働者階級の断乎した非妥協的統一行動、ゼネストこそがかちとらるべき目標

なのだ。——そして、このことに反対し、これを妨たげようとするあらゆる勢力とは、斗いの発展と勝利のために徹底的にたたかわねばならないだろう。

勝利の道、それは、調印阻止(不幸にしてこれに失敗した時にのみ批准阻止)を具体的目標とした労働者の実力斗争・ゼネスト以外にはあり得ない。この労働者のゼネストが人民大衆により支持され、労働者以外の各階層の各様の斗いが、労働者のゼネストのまわりに結集してすすめられる時、勝利の道は広く開かれるのである。

第三章

今後の斗争はどうあるべきか

一 日米交渉の進展と斗争の現段階

最後に、闘争の方針を一層明確にするため、安保闘争の現在の局面を検討して、具体的な方針にふれてみよう。

「藤山外相は六月二十四日午後、首相官舎に岸首相を訪れ、日米安保条約、行政協定改定の取扱いについて協議した。この際外相は日米交渉はすでに大詰めに来ており、決断すれば七月十一日の首相外遊出発前にも調印できると報告、この取扱いについて首相の裁断を求めた。」

全日本の労働者・人民が安保改定阻止のために立ち上った六月二十五日、日本経済新聞はこう書いている。

昨年九月十一日、藤山・ダレス共同声明が発表され、安保改定交渉が開始されてから、警職法闘争の中止をへて、今や改定調印は目前にせまつていて、この藤山の意見は、自民党内の「行政協定改定も……徹底的に改定せよ」という意見によつ

て、現在は岸外遊前の調印は行なわないと決められたと云われているが、しかし交渉がもうほとんど「煮つまつて」いることは事実であり、「行政協定の二、三の点が残つていて」だけである。

先述のようすに、改定交渉は昨年の九月十一日の藤山・ダレス共同声明からはじまつたが、警職法斗争の大きなもりあがりのなかで労働者に斗う目標を与えることをおそれた政府は一時交渉を中断した。

そして、警職法斗争が社会党の妥協によつて終り、春闘では安保改定阻止が目標にかかげられながら実際はほとんど斗われないで終つてしまつた四月中旬から交渉が再開され、今日まで十回の会談を続けた。

この間改定阻止の斗争は、総評が昨年十二月春斗の主要目標としてかかげてから、カケ声はかけられ、三月には改定阻止国民会議が結成されたが、実際の斗争は、四月十五日が統一行動で集会、四月二十八日には東京地評の青年労働者と全学連が東京で集会デモ、五月十五日全学連のストライキを含む集会デモ、五月十六日の総辞の時間外職務大会、六月二十五日の国民会議の総評全学連のストライキを含む統一行動というように進み、やつと六・二五で労働者が実力をもつて立ち上り、斗争がハラのすわつたものになりかけているところである。

この経過からも見られるように政府は、人民の、とくに労働者の反対斗争を極端に回避し、交渉も、その動きをみつつ進めていく。

だから、交渉も長びかざるをえなかつたし、自民党内でも、少しでも「世論」を味方につける必要がある、というわけで行政協定改定などに固執する連中がいるのである。

われわれは現在きわめて重大な局面にいるといわねばならない、安保条約にかんするかぎり日本間の交渉はほとんど終つた。彼らはいつそれを公然と調印するか、まだ決断する勇気をもつてしない。次第にひろがる人民の抵抗が、彼らにあの警職法の悪夢を思い起させるのだ。

この状況ではもし、改定阻止斗争が強力な一撃を加えれば、自民党は動揺し、改定交渉を中止して次の機会を待つ可能性は十分にある。

しかし、現状は、その斗争が、長い長い「集会デモ」という序の口をへて、やつと労働者の実力を中心にした斗争に入ろうというところなのである。

もし、このままのテンポでしか斗争が進まなければ、すなわち、斗争に力を入れて、今強力な一撃を加える準備を開始しないなら、政府は、出来るだけ急いで出来るだけうまく、調印を終え る方向にふみきつてくるだろう。

調印が終われば状勢はかわる。政府・自民党は一致して批准国会とむかい、国民に大宣伝をか

け、阻止斗争は、すでに調印されたものを批准するか否かの闘争になり、もう調印されたのだから仕方がない、という雰囲気も大衆のなかに生まれるだろう。

その意味で、現在調印を阻止する斗争がどう進められるかは、改定阻止斗争に重大な意味をもつてゐるのである。

調印阻止のため徹底的に闘うことなしに、批准期まで斗争をやらせてはならないのだ。

二 労働者・人民はどう斗うべきか

1 原則的な問題——敵は資本家だ。

最初に斗いの「姿勢」についてのべよう。安保改定の本質について、およびその誤った理論については前に述べたとおりだ。

その問題を斗いを進めるという立場からまとめて云えば要するに次の様に云えるだろう。

「安保改定の本質は、日本の資本家階級の帝国主義的發展であり、安保改定阻止の斗争とは、戦争にたいする斗争でも、民族独立のための斗争でもなく、資本家階級との斗争である」

この立場にしつかりと立つことが何より大切だ。

まじめな活動家なら、こんなことはわざわざ云わなくても斗争のなかで感じていてことだが、

あまりに誤った意見が多く、またそれが、大衆の気分を十分に知らず、知らうともしない怠惰な幹部には多く受け入れられているのである。

ところで、資本家にたいする斗争だとすれば、どのように斗うことが必要であり、またもつと効果的か。

これもまたことあらためて聞くまでもない問題だ。云うまでもなく労働者が仕事を止めるこそ、ストライキが必要なのであり、またもつとも効果的なのだ。

同じ資本家の大攻勢であつた警職法闘争の教訓を思い出す必要がある。

あの一一・五の労働者のゼネストで、資本家が蒼白になつたことが、そのことだけが斗争を勝利させたことを思い出そう。

「国民の世論の力が一番大切だ。ストライキは世論を刺激するおそれがある」という考え方があるがこれは事実の逆である。

警職法斗争では、労働者のストライキこそが、世論を動かし、世論を作つたのだ。

労働者の斗いこそが世論を味方にするものなのである。

これまでの反対運動は、「集会、デモ」が多かつた。集会、デモはたしかに必要であり、それも一つの力をつくる。しかし、ストライキで立たねば、職場の労働者の全部が行動に立ち上ること

とは出来ないし、実際に資本家階級に打撃を加え、改定阻止することも出来ない。

さらに、安保斗争を強めると云うことは、資本家階級との斗争を強めると云うことなのだから、安保斗争と他の斗争をきり離すことを考へるのではなく、ともに斗つて、資本家への打撃を大きくすることを考えなくてはならない。

春斗で総評は、経済斗争が全部終つてから、安保斗争の統一行動を指令したが、これでは両方ともに斗いが弱められてしまうので、一緒に斗つて、資本家への圧力を少しでも大きくすることが必要なのだ。

2 七月斗争の重要性

総評は六月二十日、七月、八月の安保斗争の方針を出し、七月二十五日に集会デモ、八月六日に全国一斉二時間の職場大会を決定した（常任幹事会）。

この方針は正しいか。

この方針は、六・二五でやつはじめた斗争を、また一ヶ月以上の期間冷やして斗いを組もう、というもので、七月の斗争が軽視されているし、また、八・六以後の斗争の見通しと方針が

ない、と云う点で非常に不十分である。

1でのべたように、調印の可能性が残つてゐる七月に、斗争を組織すること、とくに安保改定のための岸渡米を斗争で阻止するため斗うことは、政府に脅威を与えるためにも、また労働者の斗争の力を強めるためにも、人民の関心を高め、改定反対の世論を強めるためにも、絶対に必要である。

3 原水爆禁止世界大会

八月一日から広島で、原水爆禁止世界大会が開かれる。

これを中心にした労働組合内におけるさまざまないわゆる平和運動に、安保斗争をかかげることが必要である。

これも前項でのべたように、平和を守る労働者のたたかいも、階級的な立場をはなれて云われ、行なわれては力をもつことは出来ない、資本家の強盗戦争計画にたいする斗争として行なわれてこそ労働者の斗争意欲をつくり出し、資本家に打撃を加えることが出来るだろう。

残念ながら世界大会は現実にはこの方向で呼びかけられてはいない。それとは反対の、平和運

動を一般的な人類の運動とする考え方が強くつらぬかれている。労働者はこれに対して正しいスローガンをもつて参加し、階級的な斗いを呼びかけねばならない。

世界大会の宣伝のなかでも、この点を中心に入れ、そして今年の大会では、安保改定阻止を決定することを訴えること。

八・六の準備のためのあらゆる平和カンパニヤをこの観点からとりくむことが絶対に必要である。

4 九月にゼネストを！

調印がいつになるにせよ、九月には極めて重大な段階が、おとずれるだろう。調印かそれとも批准かが、九月には目前にせまつてゐるに違ひない。

だから九月斗争は安保斗争にとって当面の最大のヤマであり、このときに全力を發揮するような体制を準備しなければならない。

七月、八月の斗いを、現在のスケジュールよりも高いものにし、九月斗争を準備することは、それだけ

けでも政府を脅かすことが出来るだろう。

若し逆に九月の斗いがいぜん、六月、八月の段階なら、安保斗争は決定的な時期を逸したとも云えるのであり、政府に強力な効果的な一撃を加え、味方の力を強めながら敵に打撃を与えていくという見通しをもつた斗いはくめなくなるだろう。

すでに全学連は七月を調印阻止のためてついに斗いながら九月ゼネストをめざして斗うことを決定しているが、安保斗争を決めるものは、これが労働者階級によつてとりあげられるか否かである。

5 他の斗争をも一緒に結合して斗かねばならぬ

夏から秋にかけて、資本家階級は決して、安保のことだけを考えているわけではないし、さまざまの労働者の搾取強化のための攻撃や、反動立法を考えている。

いま現に、炭労の兄弟は三菱・住友・古河・雄別の四社の合理化と斗つてゐるし、その他の産業でも、合理化が労働者に新しい苦しみをつくり出している。また臨時国会には、公務員法の改正——職員の身分制の確立、臨時職員の整理など——が準備されており、また小選挙区制も提出

されるという動きもある。

こういう資本家の攻勢にたいして、労働者の利益を完全に守るという立場から、もつとも有効なたたかい方を考えねばならぬ。その個々の具体的なたたかい方をここでべることは出来ないが、一言にして云えることは、労働者の利益を守るために、とにかく徹底的な斗争を起すこと、そしてそれを、資本家階級にたいして最も大きな脅威になり、打撃を与えるようななかたちでぶつけること、である。

そうだとすれば、現在の時点で云えることは、全労働者が斗う課題であるこの安保斗争に全労働者が実力で参加する方向をとりつつ、合理化反対、反動立法阻止の斗争をも各單産、単組で斗わなくてはならない。

これは安保斗争をも、合理化斗争をも、強めるに違ひない。

去年、警職法斗争のさいに、同時に斗つた炭労の長期斗争、王子製紙の斗争が勝利のうちに終つたことをおもい出す必要がある。もちろん、これは何でもかでも、一しょにしたにしろというのではない。安保改定阻止という中心をしつかりにぎつてこそ、その他の斗争も有利にすすむことをわすれてはならない。

総評が出した今年の夏から秋冬への斗争方針は、ほぼ日本労働運動の動向をきめるものだが、

ここでは、夏から企業合理化反対斗争を全労働者の闘いとしてはじめ、安保斗争、反動立法反対斗争とあわせて、夏季斗争から秋斗へ斗いをつづける、と云うことになつていて。

これが実際に斗われることは、全く労働者の利益にかなつたことである、安保改定阻止のためにも大変良いことだろう。しかし、これが単なるかけ声だけで終る危険性はないだろうか。総評の方針がどう出るか、本当に斗う方向で出るか否か、が、今後の安保の斗いの成否をきめるカギである。

三 全学連はこう斗う

1 全学連の果した役割と任務

これまでの安保改定阻止の斗争のなかで、全学連が、大衆行動としては最も精力的に斗つてお

り、安保斗争の担い手の先頭に立つていたことは疑いない事実であろう。

今年の四月から、改定交渉が再開されて後、四・一五、四・二八の統一行動が一応斗われたあと、改定阻止斗争が「選挙斗争」にすりかえられ、運動が労働者・人民のなかでは実際はなくなつてしまつていたとき、全学連は五・一五にストを含む全国斗争で斗つていた。

六・二五でも、全国でストを含む大学行動を開いた。そして、七月の斗争が実際上二五日まで空白だというときに七日に首相官邸に大デモをかけている。

この斗争は、それ自身政府にたいする一つの打撃であると同時に、斗争の主力部隊、労働者階級が斗争に立ち上る途をきり開き、うち固めたものだつた。その全学連の位置と役割は現在においてもかわりないし、むしろ九月の斗争の決定的段階においてはさらに重要になると云えよう。

この全学連の斗争においてとくに注意する必要があるのは、斗争が組織される過程で、斗争をどうとらえるかについて、前述した安保改定の本質のとらえ方、斗争のすすめ方についての注意をめぐつて徹底的な論争が行なわれたこと、そして、安保改定が、資本家階級の帝国主義的強化のあらわれであり、労働者階級を中心とした人民の斗争のみが改定を阻止し得るのであり、そのため大胆な斗争のよびかけが必要であることが、中心活動子たちによつてはつきり確認され、一致して行動したことである。

このことがなければ、全学連の斗争は、決して前進することはなかつただろう。

2. 七・七斗争と夏休み中の活動

六・二五の大斗争を斗いぬいた全学連は、岸渡米を前にした七月七日、首相官邸にデモをかけ

渡米の本質をバクロする一撃を加えた。

これ以後は完全に各校とも夏休みに入つてしまふので、九月斗争をめざした新しい活動に入る。

全学連は六、七月の斗争の力を一層うち固めて、九月中旬の臨時国会冒頭にゼネストをもつて立ち上り、安保改定阻止の強太な一撃とすることを決定した。

このために、八月末に地方学連の大会又は評議員会を開催し、九月三、四、五日第十九回中央委員会を開く。

そのための活動として全学連が夏休み中に全力をあげて遂行せねばならぬ具体的活動は、第一に原水爆禁止世界大会を、安保改定阻止の大会とするために全力をあげることである。

署名カンパを集め、安保問題を積極的に訴える。

広島に各自治会から代表を送り、全国から集る一万の労働者を中心とした活動家に安保斗争を労働者階級のストライキを中心とした人民の斗争で強力にすすめることを訴える。

第二は、この斗争を進める上で、中央、地方で安保改定阻止国民共斗会議に積極的に参加し、若しい場合にはこれを組織して、労働者階級の斗争とのつながりを強化することである。

すでに中央では共斗会議に、全学連は幹事団体として加入している。各府県で強固な共斗体制

をつくり上げ、学生の斗争が労働者階級の斗争とより密接にむすびつき、共により強力な打撃を資本家階級に与えるための体制をつくる。われわれはこれらの活動を行ないながら、夏休み中に理論学習を強化し、九月斗争を、より多くより強力に斗える体制をつくり上げるだろう。

3 造兵科設置の陰謀粉碎

不当弾圧粉碎せよ

これらとともに、安保斗争と深いつながりをもち、九月斗争の課題となるものに、また造兵科設置阻止をはじめとした軍事研究阻止斗争がある。

五月二十九日、防衛庁伸能長官は、東大等各大学に造兵科を設置する意向であると言明、それ以後、何回かの学生との会見によつてもこれをあいまいなままにまかしてしまつた。

全学連、東大学生自治会は、ただちにこの問題を取りあげ、設置阻止のための斗争を開始した。

戦前の日本帝国主義においては、大学の工学部は軍事生産のトリデであり、帝国主義強盗戦争

の拠点であつた。

戦後の日本の人民の斗争、学生の斗争は、この研究分野を大学から、軍国主義教授もろとも追放してしまつた。それが今、新しく復活して来た日本帝国主義が、その強盗的なキバを鋭くとぐ手段として、現在すすめつある自衛隊の武装強化に、大学の研究をむすびつけようとしたのである。

これをとらえ、東大学生自治会はただちに斗争宣言を発し、徹底的な大学討議をへて六・二五には、五〇年の斗争に匹敵する二千名の歴史的な大学内集合を行ない、造兵科設置と安保改定にたいして、痛撃を加え、造兵科設置を事实上不可能とする成功している。

一方これにたいして、学校当局は、数名の退学をふくむ大量処分の意向であると云われるが、それに対して抗議すると共に、若し事実となれば茅總長不信任を含む大斗争をもつて徹底的に撤回のために斗うという決定をもつて体制を固め、九月斗争の準備をすすめている。

更に全学連は、九月斗争において、安保改定阻止、造兵科設置粉碎、と同時に、同じ資本家階級の帝国主義的強化のあらわれである京都大学への学生補導教官「研修センター」設置阻止、北海道における勤評実施阻止をも斗争目標とし、各々現地における斗争を基礎に全国の学生がと共に決起する。文部省は「名実ともに極左になつた」学生運動を本腰を入れて鎮圧しようとし

ているのである。すでに各大学から委員が選出されて「研修会」の計画がねられ、実行の時期が十月と決められている。同学会再建をなしとげた京都大学の学友は、これに対し断乎として実力阻止の斗争に立つであろう。学生運動、学園自治に対する直接文部省に指導されたこの攻撃に對する斗いは、全学連の秋の今一つの重要な斗争課題である。

附 錄

資料

日本国とアメリカ合衆国との間の

安 保 障 条 約 (昭 和 二 七・四・二 八)

発効

昭和二七・四・二八

(昭和二七外告一三)

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。

日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から驅逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合

衆国との間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取締を締結する権利を有することを承認し、さら

に、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在若干の自國軍隊を日本国及びその附近に維持する意志がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられないべき軍備をもつことを常に避けつ、直接及び間

接の侵略に対する自国の防衛のため漸進的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて、両国は、次とのおり協定した。

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における國際の平和と安全の維持に寄与し、並びに一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、ようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国のお安全に寄与するために使用することができる。

第二条

アメリカ合衆國の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三國に許与しない。

第三条

アメリカ合衆國の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条

この条約は、國際連合又はその他による日本区域における國際の平和と安全の維持のため充分な定をする國際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的の安全保全措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆國の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力が生ずる。

以下略

以上の証拠として、下名の全權委員は、この条約に署名した。

一千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本国のために アメリカ合衆国のために

デイーン・アチソン

ジョン・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

スタイルス・ブリッジス

吉田 茂

— 119 —

安 保 斗 爭

—その本質と人民の斗い—

定価 100円

一九五九年七月一五日 初版発行

編集 全学連情宣部
発行 第三出版社

東京都千代田区神田神保町一ノ三
電話東京 28-○三二四番

第三出版社